

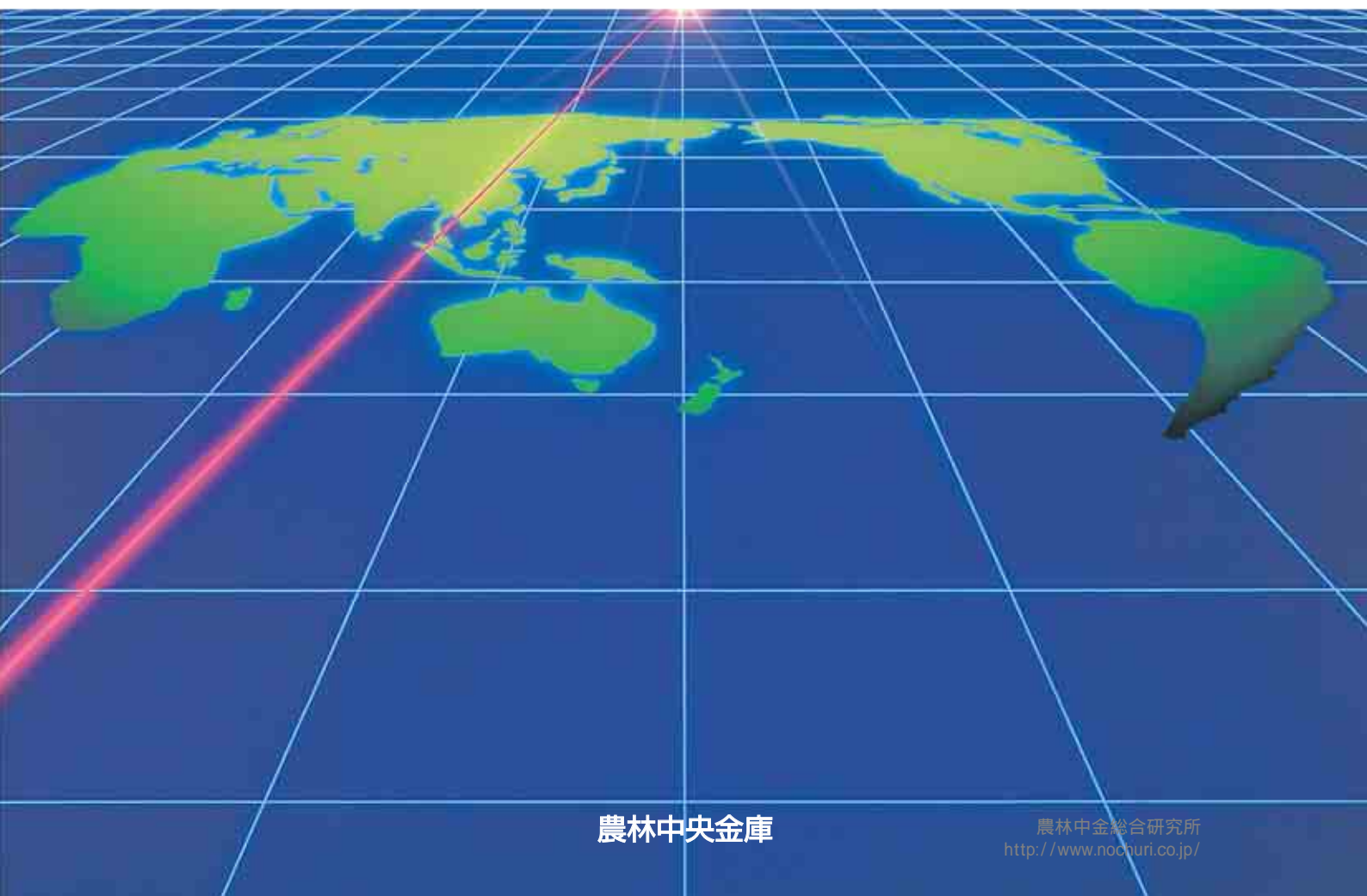
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014 **8** AUGUST

## 地域再生と協同組合

- 地域再生と協同組織金融機関
- 農地集約で穀物自給を目指す中国
- 〈講演録〉 宮城県の農業復興への取組みについて



## 政府の「農協改革」案をどう捉え対処していくべきか

6月24日、安倍首相は「農林水産業・地域の活力創造本部」を開催し、「改訂版農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「プラン」）を決定・公表した。安倍首相は、「プラン」を「農業を競争力のある産業に創り変え、地域経済をけん引する新たな成長産業にしていく安倍内閣の農政改革のグランドデザインである」と位置づけ、さらに、これの実現に向け「政府が中心となって早急に具体的な検討を進め、次期通常国会に法案を提出する」と並々ならぬ意欲を示した。

周知のとおり、今回の「プラン」に盛り込まれた「農協・農業委員会等に関する改革の推進」の内容は、5月14日に規制改革会議・農業ワーキンググループが公表した農協中央会制度の廃止等を含んだ「農業改革に関する意見」がベースである。6月9日に自民党がとりまとめた改革案に沿った内容に修正されたとはいえ、安倍首相自らが「プラン」の眼目として「農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の見直しをセットで断行する。特に、農協については60年ぶりの抜本改革となる」と記者会見で殊更に強調したことから、マスコミの注目がこの「見直し」に集中し、国民にあたかも農協が問題の根幹であるかのよう誤って印象付けられた懸念を禁じ得ない。同時に、農協系統においては「プラン」への反発と不安の思いが渦巻いている実情が想定される。

しかし、「プラン」の基本的考え方は「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現という産業政策と地域政策の両立であり、その実現に向け、国内外の農産物需要の拡大、需要と供給をつなぐ付加価値の向上、生産現場の強化と将来世代育成、農村の多面的機能の維持・発揮、に総合的に取り組んでいこうとするものである。「農協改革」はあくまでも「プラン」の一部に過ぎず、むしろ農協をそうした取組みの地域における重要な担い手として改めて認めたいうえで、より役割・力を発揮できるよう改革を促したというのが政府として正しい伝え方であったのではないかと考える。

あまり知られていないが、規制改革会議・農業ワーキンググループでは、5月14日の意見表明に至るまで16回の公式会合を重ね、その場に度々農協組合長等を招いて地域における農協の様々な活動のヒアリングが行われた。財界人等協同組合になじみの薄いメンバーを中心に構成されている同会議から最終的に農協の存在・制度そのものへの疑問や反対の声がほとんど出なかったのは、そうしたヒアリングを通じて、中山間地も含め地域の農業とコミュニティを農協が支えている実態が理解されたからと考えられる。

今月号に掲載した全農宮城県本部の東日本大震災からの農業復興に向けた取組みの講演録の中でも、大災害に際して発揮された協同組合ならではの活動と組織の力が地域の人々や外部の有識者の方々から高く評価されていることが述べられている。

私たちにいま求められていることは、こうした事実を正しく認識し、農業協同組合たることに確固たる自信と誇りを持ったうえで、将来のために必要な改革を自ら行い、国が進める農産物の付加価値向上や生産現場の強化、将来世代育成等の施策について、地域における主体的な担い手として積極的に参画し、取り組んでいくことと考える。

（株）農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

## 地域再生と協同組合

今月の窓

政府の「農協改革」案をどう捉え  
対処していくべきか

(株) 農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂

地域再生と協同組織金融機関

古江晋也 — 2

農地集約で穀物自給を目指す中国

阮 蔚 (Ruan Wei) — 13

〈講演録〉 宮城県の農業復興への取組みについて

講師 全国農業協同組合連合会 宮城県本部 前本部長 千葉和典 — 32

情  
勢

再生可能エネルギー固定価格買取制度の  
運用状況と課題

—— 3年度目の改正点と今後の論点 ——

寺林暁良 — 46

談話室

農学部の中の文系学科

龍谷大学 経営学部 教授 香川文庸 — 30

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 地域再生と協同組織金融機関

主事研究員 古江晋也

## 〔要 旨〕

- 1 近年、地域再生・活性化への関心が地域金融機関で一段と高まっている。これらのテーマに注目が集まるようになった直接的な理由は、金融庁が地域金融機関に「地域密着型金融」の取組みを求めたためである。しかし、地域社会が衰退しているなか、「地域再生・活性化に取り組みなければ、自らの存続はありえない」という危機感が高まっていることもその背景にある。本稿では石巻商工信組、大東京信組、秋田県信組、飛騨信組（登場順）の4つの信用組合へのヒアリング調査を中心に、協同組織金融機関における「事業再生支援」と「地域の面的再生」の取組みを検討する。
- 2 「事業再生支援」の取組みについては、石巻商工信組と大東京信組の事例を取り上げている。同分野は、各金融機関を取り巻く経営環境が大きく異なるため、すべての地域に共通する事業再生支援モデルを見いだすことは困難である。しかし、事業再生支援を実施するためには、「中小企業等経営者に胸襟を開いてもらわなければならない」という課題は、どの金融機関にも共通している。同課題を克服するためには、渉外担当者に高度なコミュニケーション能力が求められるのは当然のこと、支援先企業の経営者から「どんなことがあっても寄り添ってくれる」金融機関という信頼感を醸成することが不可欠であることを、両信組の事例は示唆している。
- 3 「地域の面的再生」の取組みについては、秋田県信組における多重債務問題の解決と飛騨信組の地元消費促進運動である「さるぼぼ倶楽部」を取り上げている。両信組が取り組む中心テーマはそれぞれ異なっているものの、主たる営業地域を変更できない協同組織金融機関は、長期的な観点から地域社会にプラスとなるかどうかを見極めたうえで金融サービスを提供しなければならないことを両事例は示唆している。
- 4 金融機関における地域再生についてのアプローチは、各金融機関を取り巻く社会環境や経営のあり方によって大きく異なっているのが現状である。しかし、4つの信組のヒアリング調査をもとに、協同組織金融機関における地域再生を検討すれば、少なくとも①画一的な商品やサービスを提供するのではなく、地域の実情に合わせた独自の商品やサービスを開発、展開する、②どのような状況であってもフェイス・トゥ・フェイスで組合員に寄り添う姿勢を示す、③企業（組合）倫理や長期的視点から地域社会のプラスとなるかどうかを検討する、という視点が求められるといえよう。

## 目次

### はじめに

#### 1 事業再生支援の取組み

- (1) 地域密着型金融と中小企業金融円滑化法
- (2) 事業再生支援の事例
- (3) 事業再生支援に共通する課題

#### 2 地域の面的再生の取組み

- (1) 多重債務問題に取り組む秋田県信組
- (2) 地元商店の売上向上を目指す飛騨信用組合

#### 3 協同組織金融機関における地域再生のあり方

## はじめに

近年、地域再生・活性化への関心が地域金融機関で一段と高まっている。これらのテーマに注目が集まるようになった直接的な理由は、金融庁が地域金融機関に「地域密着型金融」の取組みを求めたからにほかならない。しかし、「少子高齢化」「産業の空洞化」「経済格差の拡大」「商店街の衰退」といったキーワードが地域社会で大きくクローズアップされるようになるなか、地域金融機関に「地域再生・活性化に取り組まなければ、自らの存続はありえない」という危機感が高まっていることもその背景にある。

地域密着型金融の取組みは、その担い手である地域金融機関の事業規模、顧客層、主たる営業地域の状況（大都市圏か、条件不利地域か）などの違いによって、その内容は大きく異なっているが、地域社会の行く末を案じ、「衰退していく地域社会に少しでも歯止めをかけなければならない」という想いはどの役職員も共通している。

本稿は、4つの信用組合へのヒアリング

を中心に、協同組織金融機関における「事業再生支援」「地域の面的再生」の取組みを概観し、その役割と課題を検討する。

## 1 事業再生支援の取組み

### (1) 地域密着型金融と中小企業金融円滑化法

ここではまず、金融機関の事業再生支援および地域の面的再生への参画にかかる金融行政の動きを振り返ることにする。

景気悪化が深刻化した1990年代後半、金融機関は不良債権処理と自己資本比率の維持という二律背反的な経営課題に直面していた。なかには自らが生き残るため「貸し渋り」や「貸しはがし」など、なりふり構わぬ経営を展開したため、社会的な批判を受ける金融機関もあった。

2000年代になっても不良債権処理は金融機関の喫緊の経営課題であった。金融庁は「金融再生プログラム」を公表（02年10月）し、主要行に抜本的な不良債権処理を求める一方、地域金融機関には「地域密着型金融」の実施を要求した。

地域密着型金融とは、金融機関が顧客と



長期的な関係性を維持することで、財務数値などの定量的情報以外にも、経営者の資質、事業の将来性など定性的な情報を蓄え、それらの情報を活用することで金融サービスを行うことである（当初は「リレーションシップバンキング」と言われた）。

地域密着型金融は、大別して不良債権処理に焦点を当てた第一期（03～04年度）、活力ある地域社会の実現を掲げた第二期（05～06年度）、そして恒久的な枠組みとして07年度から現在も続いている第三期に区分されるが、中小企業の経営改善や事業再生支援、そして地域経済の活性化というテーマは、どの期間にも共通している。

地域密着型金融の実施が要求されたことを受け、大手の地域金融機関は中小企業における経営改善、事業再生支援に取り組むため専担部署を新設するとともに、事業支援の充実を図るため政府系金融機関、中小企業再生支援協会、中小企業診断士など経営コンサルタントとの連携を強化するようになった。昨今では、「国の補助金や助成金などの情報を知らずに営業活動を行うことは難しい」という金融機関役員もおり、企業支援は営業推進の重要な情報ツールの一つとなりつつある。

一方、地域経済の活性化というテーマに目を転じてみると、第三期では、個別企業の再生だけでなく、複数の企業や地域社会の一体的な再生を目指した「地域の面的再生」への取組みが求められるようになった。企業や地域社会の再生支援が「点」から「面」へとシフトしていくなか、金融機

関はどのようなビジネスモデルで地域社会に関わっていくのか、ということが改めて問われることになり、従来とは異なるノウハウが求められるようになった<sup>(注1)</sup>。

2000年代半ばになると不良債権処理に目処を付けるようになった地域金融機関は、新たな収益源として預かり資産業務に本格的に参入するようになり、店舗戦略の見直しなどにも着手するようになった。しかしその一方で、これまで右肩上がりでの上昇を続けてきた米国の不動産市況が下落に転じ、いわゆる「サブプライムローン問題」が勃発。08年9月には、米国大手証券会社のリーマンブラザーズが経営破綻し、世界経済はほどなくして金融危機に直面した。

政府は09年12月、世界的な金融危機によって経営環境が厳しくなった中小企業や個人事業者（以下「中小企業等」という）を支援するため、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）を施行した。同法は当初、1年間の時限措置とされていたが、その後は期限が延長されるようになり、最終的には13年3月に期限の到来を迎えることになった。ただし、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、金融庁は経営内容の厳しい中小企業等には条件変更等で対応することとし、条件変更等を行った融資先には経営相談などの実施を求めた。

このように地域金融機関は、経済環境の変化に合わせて、企業に対する金融支援だけでなく、「事業再生支援」さらには「地域の面的再生」なども求められるようにな

り、その役割も多角化・高度化していったのである。

(注1) 11年5月、金融庁は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、中小企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画などを地域金融機関に求めた。

## (2) 事業再生支援の事例

前記では、地域密着型金融から中小企業金融円滑化法までの流れを簡単にまとめてみた。地域密着型金融が求められる以前の地域金融機関は、一般的に手形貸付の書き換えによる返済期日の延長や債務条件の変更といった金融支援が中心であり、事業支援にまで踏み込んだ対応は行われてこなかった。しかし、なかには地域密着型金融が要請される以前から事業再生支援に取り組んでいた信組もあった。

### a 石巻商工信組の「取引先再生制度」

まず、事業再生支援の取組事例として石巻商工信用組合（本部：宮城県石巻市）を取り上げる（第1表）。同信組が中小企業の事業再生支援に本格的に取り組むようになったのは2000年代初頭からである。

当時は、金融機関の経営破たんが相次ぎ、企業倒産件数も過去最高を記録するなど、<sup>(注2)</sup>

第1表 石巻商工信組の概要

(単位 百万円, %, 人)

	10年度	11	12
預金積金残高	85,464	108,920	130,283
貸出金残高	54,110	55,113	57,225
自己資本比率(単体)	21.25	15.44	15.66
職員数	125	123	147

資料 石巻商工信組『2013年ディスクロージャー』

日本経済は戦後最悪の状況に陥っていた。このようななか、同信組は右肩下がりにある取引先企業の経営改善を図るため、「取引先再生制度」を開始した。同制度は再生意欲があり、再生すれば業務を継続できる企業（42社）を対象としており、本部と情報を共有しながら営業店長と事業者担当者が二人一組となって経営改善を進める体制とした。ただし、当時の経済環境では、売上高や収益の向上を期待することが難しいため、経費削減など財務的アプローチを主体とした経営改善計画となった。

同計画を策定するに当たって担当者は、経営者一人ひとりのニーズを確かめ、経営上の悩みを緩和するように面談を幾度も繰り返した。このような取引先企業の実情に合わせた「オーダーメイド型」の対応は、多くの取引先から「親身になってくれる金融機関」と評価され、その評判は口コミで広がるようになった。

さらに石巻商工信組の事業再生支援は、11年の東日本大震災で被災した企業に対しても行われている。周知のとおり、石巻商工信組の主たる営業地域である石巻市、東松島市は、水産加工業が盛んな地域であるが、地震や津波によって甚大な被害を被り、多くの生産設備が大破した。地元金融機関は当初、返済猶予や条件変更を行うことで被災した中小企業等への支援を行っていたが、復旧が進むにつれて「二重ローン問題」が中小企業や個人事業者の経営に重くのしかかるようになった。

同問題の解決を図るため、産業活力再生

特別措置法に基づく「産業復興機構」(出資割合は中小企業基盤整備機構が8割, 地元金融機関が2割) や議員立法に基づく「東日本大震災事業者再生支援機構」(国の全額出資, 以下「支援機構」という) が設立された。ただし, これらの機構を活用するということは, 金融機関側にとっては債権放棄対応を迫られることにもつながるため, その対応に温度差があった。

一方, 中小企業等の中でも当初は「機構を活用すると今後, 金融機関から支援を受けることが難しくなるのではないか」ということに悩む者も少なくなかった。そこで石巻商工信組は, 悲嘆にくれる中小企業等には支援機構に相談することを勧めたり, 支援機構で相談することに気後れしている事業者には, 同信組職員が支援機構まで同行するようにするなど, 1日でも早く二重ローン問題に目処を付けることを提案した。このような対応は, 復旧の道を模索する事業者に大きな安心感を与えることにつながったという。

震災から3年が経過し, 現在は復旧から復興が焦点となっている。石巻商工信組では行政機関が実施する復興関連の助成金や補助金を事業者に提案しているが, それ以外にも販路開拓のアイデア, 復興に伴う今後の事業活動のあり方などを支援していくため, 職員のレベルアップを図る職員教育にも力を入れている。

(注2) 01年, 全国倒産件数は過去最高の19,164件を記録した(東京商工リサーチウェブサイトより)。

## b 大東京信組における事業再生支援の取組み

一方, 取引先企業の多い大都市圏にある金融機関では, 特定のスキームを活用して事業再生支援に取り組むところもある。東京都港区に本店を置く大東京信用組合(第2表)は中小企業経営力強化支援法の認定支援機関<sup>(注3)</sup>となったことを契機に, 融資部内に設置されていた事業再生部門を経営支援部に独立(12年10月)させ, 本格的に再生支援事業に取り組むようになった。

第1図は大東京信組の事業再生支援スキーム<sup>(注4)</sup>のフローをまとめたものである。このスキームはもともと事業再生支援で注目されていたある信用金庫のモデルを同信組流にアレンジしたものである。

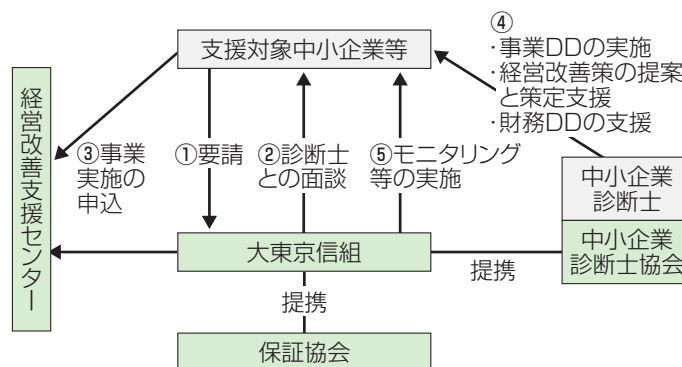
第2表 大東京信組の概要

(単位 百万円, %, 人)

	10年度	11	12
預金積金残高	480,826	490,206	500,481
貸出金残高	321,328	319,254	306,820
自己資本比率(単体)	8.17	7.45	7.82
職員数	608	624	621

資料 大東京信組「2013年ディスクロージャー」

第1図 大東京信組における事業再生支援スキーム



資料 大東京信用組合資料を基に作成



まず、大東京信組が経営改善意欲のある中小企業等から事業再生等の支援要請を受ける(①)と、同信組は当該中小企業等と中小企業診断士の面談を設定する(②)。大東京信組は中小企業診断士協会と提携しているため、支援対象となる中小企業等と面談を行う中小企業診断士は同協会所属の中小企業診断士となる。

面談に際しては、大東京信組は経営改善計画策定等に関する説明などを行い、中小企業等が同意すると経営改善支援センター<sup>(注5)</sup>に事業実施の申し込みを行う(③)。同事業における専担部署は経営支援部であり、経営改善計画策定から計画実施にかかる経営支援まで一貫してサポートする。

一方、中小企業診断士は事業再生のために実態把握を行う事業デューデリジェンス<sup>(注6)</sup>(DD)の実施、経営改善策の提案と策定支援、財務諸表等を活用して財政状態を定量的に把握する財務DDの支援を行う(④)。

また、経営改善や事業再生を達成するためには、経営改善計画策定後、計画通りの成果を上げているかどうかを定期的にモニタリングする必要があるが、同信組では通常業務の一環としてモニタリングを実施することにしている(⑤)。

同信組における大きな特徴は事業DDや財務DDなどの費用を定額制としたことであり、事業者負担額を明確にすることで経営改善に取り組みやすくした。さらに、経営改善を実施するための費用負担については、経営改善支援センターが費用の3分の2を補助し、利用者負担の50%を大東京信

組が助成するため、実質的な利用者負担は少額にとどまっている。<sup>(注7)</sup>

前述したように大東京信組のスキームは、ある信金のスキームをモデルとしているが、同信金モデルとの大きな相違は、支援金融機関自らが費用の一部を助成しているかどうかにある(信金モデルでは保証協会が費用の一部を負担)。同信組のスキームは都内の他金融機関にも採用されており、都内の中小企業等の事業再生支援にも影響を与えている。

(注3) 12年8月、政府は中小企業の経営力強化を図るため「中小企業経営力強化支援法」を施行した。同法の目的の一つは「中小企業の支援事業を行う者」(経営革新等支援機関)を認定し、その活動を後押しすることにある。「経営革新等支援機関」には金融機関、税理士、中小企業診断士などが想定されている(中小企業庁ウェブサイト参照)。

(注4) 大東京信組の経営支援の枠組みに関する記述については、同信組資料を参照、引用している。

(注5) 「経営改善支援センター」とは、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」として中小企業再生支援協会内に設置された機関。認定支援機関が中小企業等の経営改善計画の策定支援を行う場合、その費用の一部を同センターが負担する(中小企業庁ウェブサイト参照)。

(注6) 事業評価のこと。

(注7) なお、14年5月から一定の要件を満たした場合、東京信用保証協会では利用者の自己負担の一部が補助されるようになった。そのため、大東京信組のスキームを併用すれば、利用者負担は実質ゼロになり、さらなる利用促進が期待される。

### (3) 事業再生支援に共通する課題

今日、各地域金融機関は取引先中小企業等における債務者区分のランクアップのため、またはランクダウンを回避するため、多様なスキームを用いて経営改善や事業再生支援に対応している。しかし、その一方

で、事業再生支援における各地域金融機関に共通する課題も浮き彫りとなった。その課題とは少なくとも次の3点をあげることができる。

第一は、企業経営が改善するまでに時間がかかるということである。仮に経営改善を成し遂げるまでに3～5年の時間が必要であった場合、経営者と経営改善計画を作り上げた職員は、経営改善の成果を見届けることなく人事異動等によって担当から外れることになる。

また、金融機関職員の業績は一般的に半期ごとで評価される。そのため、ローン推進などに力点を置き、時間がかかる再生支援業務は後回しになる、という意識が生じることになる。ある金融機関役員は「事業再生支援に取り組めるために内部評価の位置付けを変更することが重要である」と語ってくれたが、組織内でインセンティブを高める方策が必要となろう。

第二は、経営改善が必要な中小企業等経営者は「内情を知られたくない」という意識がある。しかし、経営改善計画を策定するためには、この意識を払拭してもらわなければならない。「経営者にいかに胸襟を開いてもらえるのか」ということは事業再生支援の核心部分でもあり、担当者の力量が求められることになる。

第三は、経営コンサルタントをいかに確保するのか、ということである。この課題については、離島、過疎地域などいわゆる条件不利地域では中小企業診断士などの資格を持つ者が少なく、同地域における金融

機関の事業再生支援は必然的に金融支援活動に偏ってしまうことになる。なかには職員に中小企業診断士等の資格取得を奨励している金融機関もあるが、金融機関業務が多様化しているなか、「そこにまで手が回らない」という声もあった。

## 2 地域の面的再生の取組み

07年度に地域密着型金融で求められるようになった「地域の面的再生への積極的な参画」は、地域金融機関の地域に対する想いが色濃く反映されるテーマの一つである。ここでは秋田県信用組合（本店：秋田市）と飛騨信用組合（本店：岐阜県高山市）の取組みをまとめることにする。

### (1) 多重債務問題に取り組む秋田県信組

秋田県信組（第3表）が多重債務問題への取組みを本格化させたのは02年からである。当時、秋田県は全国なかでも自殺死亡率が高い県の一つであり、経済的な理由から自ら命を絶つ者も少なくなかった。

このような状況を改善するため同信組では組合内部で勉強会を開催し、多重債務問題に対する関心を高めていった。勉強会で

第3表 秋田県信組の概要

(単位 百万円, %, 人)

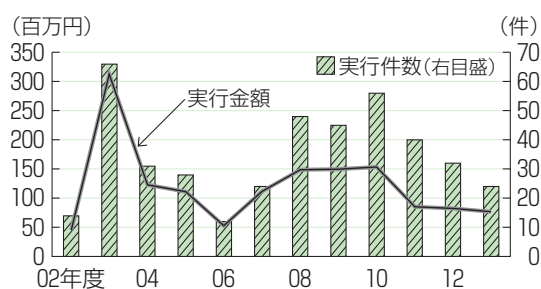
	10年度	11	12
預金積金残高	60,325	65,702	70,804
貸出金残高	39,557	42,751	46,643
自己資本比率(単体)	7.59	7.91	8.01
職員数	121	123	116

資料 秋田県信組「2013年ディスクロージャー」

は多重債務を解決するスキームを検討するとともに「命の尊さ」を訴えたという。消費者金融会社や商工ローンなどの過酷な取立てや闇金融業者の暗躍が深刻化するなか、同問題への対応には、法律の専門家からのアドバイス等は不可欠となっていた。そこで同信組は、弁護士、司法書士の資格を持つ総代に多重債務問題の解決に携わってほしいと依頼し、彼らとの連携強化を図った。

一方、秋田県信組では、複数の消費者金融会社から借りていた債務を一本化する負債整理融資「多重債務集約ローン」(プロパー融資)を商品化した(第2図)。同商品を利用して生活再建するには、同居する家族の協力が不可欠であることから、多重債務の全貌について隠し事をしないために家族会議を開いてもらい、原則として職員も同席している。これは、多重債務問題を解決するためには、家族の団結が不可欠であるからにはほかならない。筆者は、これまで多重債務問題に取り組むいくつかの協同組織金融機関を訪問したが、どの金融機関も本人の同意を得て、家族が立ち会うこと<sup>(注8)</sup>していた。ある担当者は「配偶者と仲の悪い

第2図 秋田県信組の多重債務集約ローンへの取組み



資料 秋田県信用組合資料

相談者は生活再建が困難である」と指摘してくれ<sup>(注9)</sup>たことが印象的であった。

現在、負債整理融資を取り扱っている金融機関の多くは、その商品名を「おまとめローン」など、ソフトなイメージを連想させる名称にしている。しかし、秋田県信組では現在でも「多重債務集約ローン」という名称にこだわっている。この理由について理事長の北林貞男氏は「消費者金融会社などから二度と借入しないように、という反省の気持ちを持ってほしい」と語ってくれた。

同ローンを発売した当初、同ローン残高を『「要注意債権」に区分するように』と指導を受けたことがあるという。しかし、現在まで不良債権化した件数は3件のみであり、多くの利用者から「命を失わずに済んだ」と感謝されたという。

(注8) 多重債務問題と金融機関の対応については古江(2007)を参照されたい。

(注9) 古江(2007)18頁を参照、引用。

## (2) 地元商店の売上向上を目指す飛騨信用組合

11年9月以来、飛騨信組(第4表)は「さるぼぼ倶楽部」という地元商店の売上向上<sup>(注10)</sup>を目指す活動を展開している。さるぼぼ倶

第4表 飛騨信組の概要

	(単位 百万円, %, 人)		
	10年度	11	12
預金積金残高	194,378	188,811	195,172
貸出金残高	75,430	76,899	81,381
自己資本比率(単体)	25.02	22.19	21.38
職員数	191	188	181

資料 飛騨信組「2013年度ディスクロージャー」

楽部を始めた動機は、「大手チェーンストアの進出が活発化するなか、このままでは地元商店が衰退していくことになりかねない」との危機感が背景にあったからにはかならない。以下、第3図をもとにさるぼぼ倶楽部の基本スキームを簡単に示すこととする。

飛驒信組は、希望する組合員に倶楽部の会員証を発行する(①, ②)。会員はさるぼぼ倶楽部が加盟している地元商店(以下「ファミリー店」という)に会員証を提示(③)すると、ドリンクサービスや割引などの各種サービスを受けることができる(④)。一方、同信組は、同倶楽部の認知度を高めるため、ファミリー店すべての店舗情報や会員が受け取ることのできるサービスなどを記載したカタログやチラシを作成し、営業地域の全世帯にポスティングを実施する(⑥)。また、さるぼぼ倶楽部ではファミリー店向けにマーケティング等の勉強会を開催するなどの交流会も行っている(⑦)。

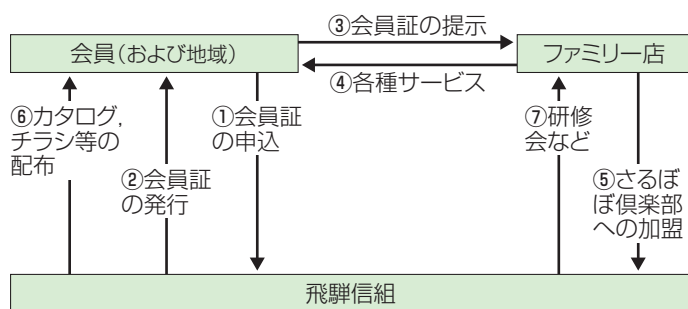
さるぼぼ倶楽部を展開する上で当初懸念されていたことの一つは、同倶楽部の趣旨に賛同してもらい、いかにファミリー店を

確保するのか、ということであった。当初は営業店の渉外担当者が、得意先等にさるぼぼ倶楽部の趣旨を説明し、ファミリー店となってもらえるように勧誘を行った。地元商店側も大手チェーンストアの進出に危機感を募らせており、同倶楽部は好意的に受け入れられたという(スタート時は50店舗)。

飛驒信組がさるぼぼ倶楽部のスキームを用いて次に行ったことは、カタログギフト付定期預金の発売であった。カタログギフト付定期預金は従来から金融機関で販売されており、金融商品としては一般的なものである。しかし、同信組のカタログギフトで特筆されることは、カタログギフトの商品をほぼファミリー店の商品としたことである。このことによって同定期預金は単に「預金獲得のための金融商品」から、「地元消費を促す金融商品」という機能が加わり、「預金者はカタログギフトをもらえ、ファミリー店は売上げが向上し、飛驒信組は預金が確保できる」という好循環が生まれるようになった。また最近では、飛驒信組がファミリー店で利用できる「割引券」を発行し、預金者への景品(頒布品)としてプレゼントするなど、地元消費のさらなる強化に取り組んでいる。

さるぼぼ倶楽部の認知度が高まるにつれて、同信組と取引のなかった商店からも「顧客からさるぼぼ倶楽部会員証を提示されたが、対応できなかった。ファミリー店に加盟したい」という依頼が寄せられるように

第3図 飛驒信組「さるぼぼ倶楽部」の基本スキーム



資料 飛驒信組からのヒアリング資料



なった。ファミリー店は現在、230店舗にまで拡大しており、今後もサービスの充実を図っていくという。

(注10)「さるぼぼ」とは「猿の赤ん坊」を意味する飛騨高山地方に伝わる真っ赤な人形。かつては母親が子供の健やかな成長や幸福を願って製作し、子供たちに与えていたと言われている。

### 3 協同組織金融機関における地域再生のあり方

本稿では、石巻商工信組、大東京信組、秋田県信組、飛騨信組（登場順）の4つの信用組合へのヒアリング調査を中心に、協同組織金融機関における「事業再生支援」と「地域の面的再生」の取組みをまとめてみた。

一般的に金融機関では、これまで中小企業等の経営相談や事業再生支援といった業務を付随業務と見なしていたが、地域密着型金融の実施が求められるようになると、その状況は一変するようになった。ただ、一口に地域密着型金融といってもその取組みに、各金融機関とも温度差があるのも事実である。

例えば、ある条件不利地域で業務を行っている金融機関は、中小企業診断士等が相対的に少ないため、大都市圏のような取組みを行うことは難しいという。また、保証協会の対応が各都道府県によって異なるため、大東京信組のように金融機関自らが中小企業等に自助助成を実施することで事業再生支援に臨んでいる金融機関もある。

本稿では、事業再生支援の事例として石

巻商工信組と大東京信組を取り上げたが、すべての地域に共通する事業再生支援モデルを見いだすことは困難である。しかし、どのような経営環境であっても中小企業等経営者から胸襟を開いてもらわなければならないという課題は共通している。そのためには渉外担当者に高度なコミュニケーション能力が求められるのは当然のこと、支援先企業の経営者から「どんなことがあっても寄り添ってくれる」金融機関という信頼感を醸成することが不可欠である。

一方、「地域の面的再生」に目を転じてみると、多重債務問題の取組みは協同組織金融機関が特に力点を置いてきたテーマの一つである。しかし、多重債務問題が大きな社会問題となった2000年代前半、金融機関のなかには消費者金融会社と提携し、複数の債務を一本化する負債整理商品が相次いで販売された。ただし、同商品は家族との協力体制が構築されていないため多重債務問題の根本的な解決策にならないのは秋田県信組の事例で見てきたとおりである。これは多重債務という社会問題を、一つのビジネスチャンスと捉えるか、それとも地域の中で解決しなければならない課題と捉えるのか、という企業（組合）倫理ないしは価値観の違いともいえよう。

飛騨信組のさるぼぼ倶楽部は近年、協同組織金融機関で高まりつつある「地元消費促進運動」「地元買物運動」の一環である。同運動とは、「地元金融機関は地域社会から利益を得ている」という認識のもと、地元の商店から商品やサービスをできる限り購

入し、利益を地域で循環していくことである。<sup>(注11)</sup>同運動は従来から商工会議所で唱えられてきたが、掛け声で終わってしまうことも少なくなかった。しかし、地方では大手チェーンストアの進出が著しく、昔日の面影のなくなった地域が後を絶たない。飛騨信組の取組みは、そのような現状を回避するための具体策でもある。

このように、金融機関における地域再生についてのアプローチは、各金融機関を取り巻く社会環境や経営のあり方によって大きく異なっているのが現状である。しかし、少なくとも協同組織金融機関における地域再生には、①画一的な商品やサービスを提供するのではなく、地域の実情に合わせた独自の商品やサービスを開発、展開する、②どのような状況であってもフェイス・トゥ・フェイスで組合員に寄り添う姿勢を示す、③企業（組合）倫理や長期的視点から地域社会のプラスとなるかどうかを検討する、という視点が求められるといえる。

言うまでもなく、協同組織金融機関は主たる営業地域が定められている。そのため、主たる営業地域から得られる利益が低下しても同地から撤退することができない。ま

た、主たる営業地域以外の地域（大都市圏など）に経営資源を投下することで組織の存続を図る、という戦略を採用することもできない。このことは株式会社の目的である利益の最大化という観点からは、デメリットと捉えられよう。

しかし、主たる営業地域から撤退することができないということは、地域社会にとっては「地域を見捨てない金融機関」という安心感となり、協同組織金融機関にとっては新たな商品やサービスを生み出す原動力となっていることを忘れてはならない。

（注11）地元消費促進運動については古江（2014b）を参照。

#### <参考文献>

- ・古江晋也（2007）「多重債務問題への対応と地域金融機関」『農林金融』8月号
- ・古江晋也（2011）『地域金融機関のCSR戦略』新評論
- ・古江晋也（2014a）「地域の活性化と信用組合の役割」『2012国際協同組合同年記念論文集Ⅱ』一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・古江晋也（2014b）「隣の金融機関 糸魚川信用組合」『週刊金融財政事情』6月16日号
- ・金融庁、中小企業庁、東京商工リサーチ、石巻商工信用組合、大東京信用組合、秋田県信用組合、飛騨信用組合の各ウェブサイト

（ふるえ しんや）



# 農地集約で穀物自給を目指す中国

主席研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

## 〔要 旨〕

中国は2013年末に主食穀物の自給を堅持する方針を打ち出した。しかし、ここ数年は生産コストの上昇、人民元高などで穀物の国際競争力が低下し、コメ、小麦の輸入増加に直面している。問題の本質は、農業労働力の過剰がもたらす経営規模の零細性であり、穀物の自給体制を守るには農地集約を通じた規模拡大が喫緊の課題となった。しかし、労働力を長期的に雇うような大規模農場は中国の状況に合わず、中国は家族の労働力だけに頼る適正規模の穀物専業農家、いわば「家庭農場」の育成という道を選択した。

その達成には、戸籍制度の改革や都市での第三次産業の雇用創出等を通して、すでに出稼ぎに出ている2億人以上の農村労働力を再び農業に戻ることのないように都市部に定住させた上で、さらなる農業労働力の農外移出も必要となる。中国は食糧安全保障を守るため、農業だけでなく、社会構造改革も進めようとしているのである。

## 目 次

- はじめに
- 1 近代化へ踏み出そうとしている中国の穀物生産
  - (1) 中国農業における穀物生産の比重低下
  - (2) 穀物収益性の相対的低下
  - (3) 穀物の労働生産性の向上
- 2 穀物生産規模拡大の必要性和可能性
  - (1) 経営規模の拡大が唯一の選択肢
  - (2) 初めての農業労働力の減少局面
- 3 穀物生産における農地集約の加速
  - (1) 農地流動化の状況
  - (2) 穀物生産向けの農地集約
- (3) 大手穀物生産農家の不利益
- (4) 適正規模の穀物生産農家の模索
- 4 家庭農場の事例
  - 上海市松江区—
  - (1) 中国における初めての家庭農場の試み
  - (2) コメ作りの専業農家
  - (3) 家庭農場の参入制限
  - (4) 手厚い財政支持
  - (5) 複合経営の模索
- むすび
  - 中国社会構造の近代化を促す農地集約—

## はじめに

中国の穀物政策は、コメ、小麦という主食穀物の絶対的自給体制を堅持する基本方針を2013年末に改めて打ち出した(阮(2014))。しかし、この数年、コメ、小麦の輸入が増大しており、自給体制を守れるのか懸念が深まっている。

中国産穀物が価格面で輸入穀物に対抗できなくなっているという国際競争要因に加え、穀物生産の単位面積当たりの収益が低下し、農家はより大きな収益をあげるため、穀物から野菜、果物などの高収益作物へシフトしている。中国農業の宿痼しゅうごともいえる農家の経営規模の零細性・低効率性こそ問題の本質であり、穀物の自給体制を守るには農地の集約を通じた生産規模の拡大が不可欠であり、中国の農業は多数の農民を駆使した途上国型農業から機械化率を高めた先進国型農業への転換が求められている。

しかし、農地の集約化には、出稼ぎに出ている2億人以上の農村労働力が再び農業に戻ることがないように、都市部に定住させる必要がある。その上に、さらなる農業労働力の農外移出も必要となり、そのためには、サービス産業の育成など他産業の雇用力の向上など農業の枠を越えた社会政策、経済政策が欠かせない。中国農業はきわめて困難な問題に取り組もうとしているのである。

本稿は、中国の穀物生産の状況を分析したうえで、穀物生産に向けての農地集約状

況を考察し、適正規模の自作・専業穀物農家のモデルとして中国政府が新たに推進する「家庭農場」について、その可能性と効果を検討する。また、「家庭農場」の先行事例として上海市近郊の松江区の事例を紹介する。

(注1) 食糧は、穀物(コメ、小麦、トウモロコシ及びその他雑穀)のほかに豆類とイモ類を含む。ただし、イモ類は5kgを1kgの食糧に換算する。12年に穀物は食糧総生産量の91.5%を占めている。

## 1 近代化へ踏み出そうとしている中国の穀物生産

### (1) 中国農業における穀物生産の比重低下

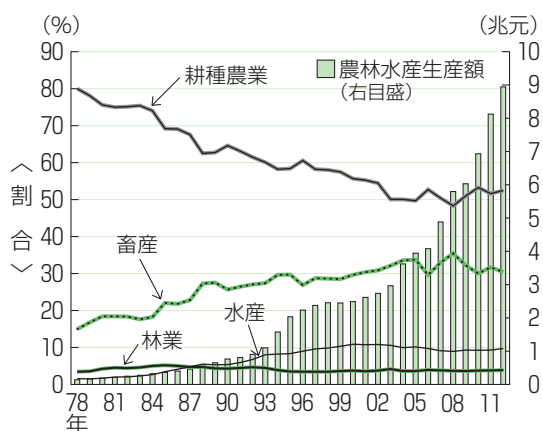
多くの国において、経済発展とともに農業内部の構造が変化するのは一般的な現象である。穀物から畜産や野菜など付加価値の高い分野へのシフト、すなわち生産構造の高度化である。中国においても、水田と畑作からなる耕種農業の生産額は80年の1,454億元から12年の46,940億元へと32.3倍に増えたが、農林水産業の総生産額に占める比率は、75.6%から52.5%まで23.1ポイントも縮小した(第1図)。

対照的に、畜産の比率は80年の18.4%から12年には30.4%と12.0ポイントも拡大した。水産の割合も同期間で1.7%から9.7%へと8.0ポイント拡大した。こうした農林水産業内部の構造変化は、所得の上昇によって穀物より食肉や魚等への需要が大きく伸びたことにけん引されたものである。

さらに細かくみれば、耕種農業の中でも



第1図 中国農林水産業の総生産額と割合



資料 『中国統計年鑑』各年版

大きな地殻変動が起きている。03年から12年の10年足らずの期間において、穀物の生産額は8,172億元から21,751億元と2.7倍に増えたが、耕種農業生産額全体に占める比率は55.0%から46.3%に低下した(第1表)。一方で、野菜園芸の比率は31.8%から34.6%へ、果物・ナッツ類の比率も11.5%から17.0%へそれぞれ上昇した。

穀物の比重低下は食糧作付面積にも表れており、80年の1億1,723万haから12年には1億1,120万haと約600万ha減少した(第2図)。日本の農地の総面積(480万ha)を上回る規模で食糧の作付けが消滅したのである。

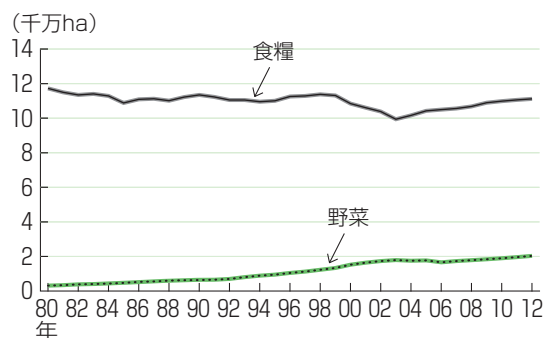
第1表 耕種農業生産額とその内訳

(単位 億元)

	農林水産 総生産額	耕種農業 生産額	内訳の割合(%)			
			穀物及び その他	野菜園芸	果物・ ナッツ等	漢方薬
03年	29,692	14,870	55.0	31.8	11.5	1.7
05	39,451	19,613	56.0	30.8	11.7	1.5
10	69,320	36,941	48.0	35.3	14.9	1.8
11	81,304	41,989	48.0	33.7	16.4	1.9
12	89,453	46,940	46.3	34.6	17.0	2.0

資料 『中国農村統計年鑑』各年版  
(注) 1元=16円

第2図 中国の食糧と野菜の作付面積



資料 第1図に同じ

なかでも、収益性が低い早稲と春小麦の作付けが激減した。対照的に、野菜の作付面積は大きく増加し、80年の316万haから12年には2,035万haへと、6.4倍に膨れあがった。

事態の深刻さはこの穀物比率の低下が、政府による穀物買付価格の引上げなどの優遇策が強化されたにもかかわらず発生していることである。政府は買入価格を、コメの場合、04~12年の間に7割以上、小麦の場合、06~12年の間に約5割も引き上げたが、穀物生産農民を引き止めるには不十分であった。

中国の長い歴史において、穀物生産は農業そのものを意味し国家の基盤であった。中国の歴代王朝、政府は、穀物の自給を最も重要な経済政策と位置づけてきたにもかかわらず、農家の穀物生産離れが21世紀の今、加速しているのである。

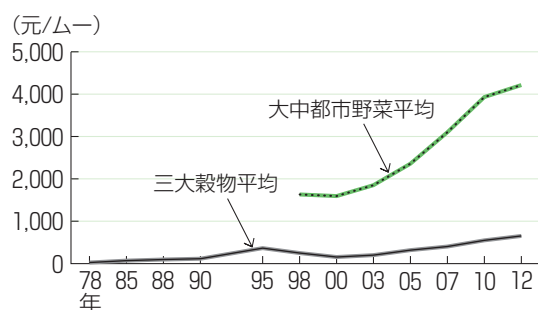
## (2) 穀物収益性の相対的低下

三大穀物を生産した場合の1ムー当たり(1ムー=6.67a)の所得をみると、三大穀物生産が魅力を失った状

況がよくわかる。穀物生産の1ムー当たりの所得は85年の73元が95年には367元と増加したが、2000年には156元まで落ち込んだ。その後、何とか回復軌道に乗り、12年には655元になった(第3図)。

この所得から家族労賃と自営地換算の地代を差し引いた後の純利益の動きをみると、85年の41元が95年には224元と急増した後、

第3図 1ムー当たりの所得比較



資料 国家発展と改革委員会『全国農産品コスト収益資料』各年版

00年には△3.2元と赤字に転落、その後、再び黒字転換したものの12年には168元と95年の水準を下回る水準にとどまっている(第2表)。

一方、野菜をみると、大・中都市向けの野菜農家の1ムー当たりの所得は98年の1,633元から12年の4,216元へと2.5倍以上に伸び、野菜の所得は三大穀物の約6倍となっている。純利益も98年の1,138元から12年の2,455元へとやはり大幅な増加となり、12年には三大穀物の約14倍の純利益額になっている。農家が穀物の作付けを減らし野菜生産をしたがるのは当然のことである。

さらに問題となるのは、中国の農家の1戸当たりの耕地面積が平均約7.6ムー(0.5ha)と、日本の農家の平均耕地面積のさらに4分の1という零細さにあることである。1

第2表 穀物と野菜の1ムー当たりの収益比較

(単位 元/ムー)

	三大穀物(コメ,小麦とトウモロコシ)平均							大・中都市向け野菜平均				
	85年	95	00	05	10	11	12	98	00	05	10	12
収入	114	546	353	548	900	1,042	1,105	2,895	2,387	3,351	5,475	6,100
総コスト	74	322	356	425	673	791	936	1,257	1,275	1,744	2,699	3,644
①生産コスト	68	294	309	363	539	641	770	1,207	1,229	1,630	2,467	3,333
投入財とサービス利用	42	178	183	212	312	358	398	713	749	877	1,133	1,365
うち化学肥料	12	63	57	84	111	128	143	115	120	166	264	279
機械作業費	2	13	23	38	85	99	114	8	14	19	48	70
労働費	26	116	126	151	227	283	372	494	480	752	1,334	1,967
家庭労働	26	116	117	140	206	259	342	464	457	653	998	1,543
雇用	-	-	9	11	21	24	30	30	23	99	336	424
②地代	5	27	47	62	133	150	166	50	46	114	231	312
賃借	-	-	5	6	15	18	22	19	20	14	74	94
自営地	5	27	42	56	118	132	144	31	26	100	157	218
現金コスト(総コストから家族労賃と自営地地代を差し引く)	42	178	197	229	348	400	450	1,262	792	991	1,543	1,883
所得(販売額から現金コストを差し引く)	73	367	156	319	551	642	655	1,633	1,595	2,360	3,932	4,216
純利益(所得から家族労賃と自営地地代を差し引く)	41	224	△3.2	123	227	251	168	1,138	1,112	1,607	2,777	2,455

資料 第3図に同じ

戸当たりの平均耕作面積に12年の穀物生産の1ムー当たりの所得655元をかけて計算すると年間所得は4,979元（1元は16円で約8万円）にしかならない。これは穀物しか作っていない農家の家族全員分の所得であり、都市住民1人当たり可処分所得24,565元と比べると、5分の1という低い所得水準となる。平均的な農地しか持たず、そこで穀物のみを生産している農家は事実上、中国の最貧層にならざるを得ない。

一方、野菜の1ムー当たりの所得が4,216元で、これに7.6ムーをかけると、3万2,042元となる。一見、かなりの所得に見えるが、農村の1戸当たりの平均家族数は3.9人であり、1人当たりで見れば魅力的なはずの野菜生産ですら年間8,216元の所得にしかならない。

また、農村から都市部に出稼ぎに行った場合、上海、北京のような賃金の高い大都市でない省会都市（日本の県庁所在地）クラスでも、1人当たりの平均月給は12年において2,277元、年間では2万7,324元になる。<sup>(注2)</sup>出稼ぎの給与収入は、穀物はもとより高収益な野菜を生産するのに比べてもはるかに多いのである。こうしたことが農民が出稼ぎに行く要因となっている。

(注2) 国家統計局2013-05-27「2012年全国農民工監測調査報告」

### (3) 穀物の労働生産性の向上

穀物生産の収益性（単位面積当たり所得）が相対的に低下する一方で、穀物生産における土地生産性、労働生産性はともに大きく上昇する現象が起きている。前述したよ

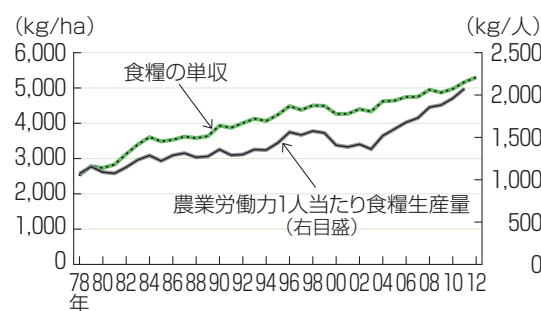
うに食糧の作付面積は80～12年の間に約600万ha減少したが、この間に食糧生産量は3億2,056万トンから5億8,957万トンへと83.9%も増加した。これは、この間、食糧の平均単収、すなわち土地生産性が約9割も上昇したからである。

さらに注目すべきは、穀物生産の労働生産性も歴史的な大転換を遂げたことである。農業労働力1人当たりの食糧生産量をみると、80年の1,075kgから11年の2,075kgへと2倍弱に増え、特に労賃上昇が加速した03～11年の8年間には労働力を大幅に減らしたため1,362kgから2,075kgへと52.4%も増加した（第4図）。

こうした労働生産性の急上昇は、穀物生産における労働時間の大幅短縮によってもたらされた。三大穀物の1ムー当たりの平均労働日数は、85年の17.6日から12年の6.4日へと27年間で3分の1強に減少した（第5図）。

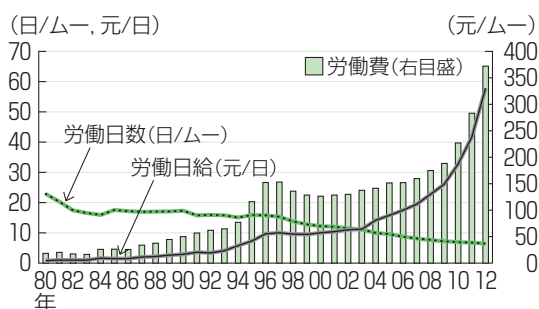
一方、鉱工業、サービス業なども含めた中国の person 費の急激な上昇に押され、農業分野の労賃も急上昇した。労賃は85年の日給1.5元から12年の58元へと、27年間で約

第4図 中国食糧生産の土地生産性と労働生産性



資料 第1図に同じ

第5図 三大穀物(コメ,小麦,トウモロコシ)の1ムー当たりの労働日数と労働日給



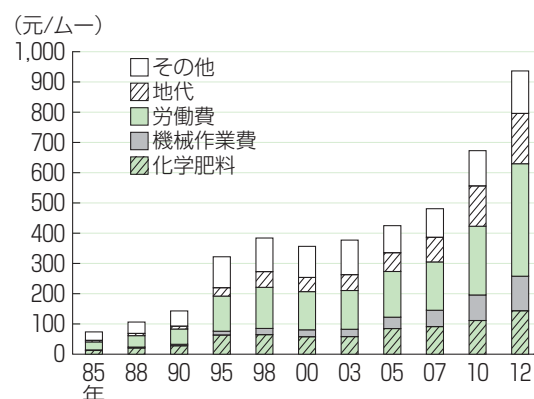
資料 第3図に同じ

38.6倍にも上昇した。労賃の上昇は、特に沿海地域で「労働力不足」現象が発生し始めた03年ごろから加速された。03～12年の10年間足らずの間に労働日給は11元から58元へと5.2倍に跳ね上がった。

農業労働時間の大幅短縮を可能にしたのは、機械利用の拡大である。全国的にみて、12年において農作業のうち耕運、播種と収穫の総合機械化率は57.2%となり、7年間連続で毎年2ポイント以上の上昇を維持した<sup>(注3)</sup>。そのうち、小麦の生産と収穫のほぼ全過程はコンバインなどで機械化された。コメについては田植えと収穫の機械化率はそれぞれ31.7%と73.4%に達している。三大穀物の中で最も機械化が遅れているトウモロコシの収穫も42.5%が機械化されるようになった。かつて農村に莫大な余剰労働力を抱え、人海戦術で収穫するという中国農業の姿は様変わりしたのである。

機械利用の拡大は、穀物生産のコスト構造を大きく変えた。三大穀物の平均生産コストは、85～12年の間に1ムー当たり74元から936元へと12.7倍に増加したが、そのうち、農作業委託を意味する機械作業費は

第6図 三大穀物生産の1ムー当たりコストの推移



資料 第3図に同じ

70.2倍に跳ね上がり、コスト全体に占める比率は2.2%から12.2%へと10.0ポイントも上昇した(第6図)。

こうした機械による人的労働の代替は穀物農家の経営規模拡大への道を開くこととなり、中国農業にとっては歴史的転換を意味している。

他の主なコストをみると、この間で、地代は30.7倍に、労働費は14.1倍に、化学肥料は11.7倍に上昇した。言うまでもなく、穀物生産コストの上昇は穀物の収益性向上を圧迫する要因となっている。

(注3) 農業部(2013) 32頁

## 2 穀物生産規模拡大の必要性和可能性

### (1) 経営規模の拡大が唯一の選択肢

中国の穀物の土地生産性と労働生産性はともに大きく上昇し、世界的にみても低くない水準になった。これは、農家の地道な経営努力の上に、政府の買付価格引上げ、農業税の廃止、直接支払い、化学肥料や農



業機械の価格補填など穀物自給維持に向けた政府の最大限のテコ入れ策によって達成されたものである。

しかし、穀物生産の収益性は相対的に低下し、経営努力や公的支援策では、穀物農家の経営規模が平均0.5haしかないという根本的な問題が乗り越えられないことを、中国は21世紀の今日、突きつけられたのである。

また、人民元の上昇などもあって12年以降、中国の国内穀物価格は輸入穀物を全般的に上回るようになり、国際競争力が低下し、小麦、トウモロコシはもちろん、コメまでも輸入品が大量に流入するようになった(阮(2014))。今後を見通しても、01年のWTO加盟時の条件もあって、高関税等によって輸入穀物をブロックし国産穀物を保護することは、事実上不可能になっている。穀物自給を維持するために残された唯一の選択肢は、農地の集約を通じた経営規模の拡大とっていいだろう。

規模拡大には、農民そのものの絶対数を削減することが前提となり、そのためには農業労働力のさらなる農外移出が必要となる。改革開放政策による約30年間の高度成長のなかで、工業部門への流出によって農外移出は着実に進展してきた。上述した1ムー当たり労働日数の大幅減は、機械化の裏側にある農業労働力の農外移出によって達成できたものである。ここで農業労働力の状況をもてみたい。

## (2) 初めての農業労働力の減少局面

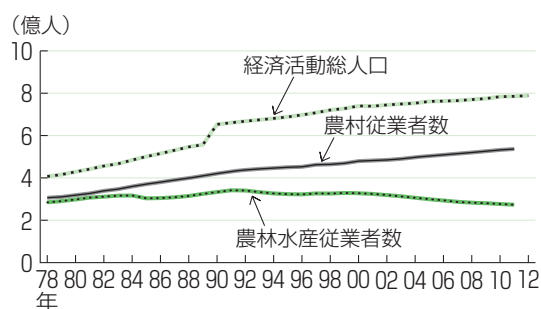
中国の労働力は、戸籍の違いにより農村戸籍と都市戸籍の労働力に分けられている。農村戸籍の労働力は80年の3億1,836万人から11年の5億3,685万人へと人口増加に伴って今日まで拡大してきた。

ただし、この農村戸籍上の農村労働力の中で農林水産業に従事している労働力は80年の2億9,808万人からピーク時の91年には3億4,186万人に増加したが、その後は緩やかに減少し、11年には2億7,355万人と30年前の水準を下回るようになった(第7図)。

農業労働力が数年以上にわたって継続的に減少したのは、戦乱期を除けば中国の歴史において初めてといってもいい。また、中国の出生率は91年に年率1.9%と初めて2%を切り、12年に1.2%へと先進国並みに低下した。中国は農民人口が膨張する圧力から史上初めて解放されたのである。

農村戸籍の労働力のうち、農林水産業以外の分野に就労している労働力総数は80年の2,028万人から11年の2億6,330万人へと急拡大した。つまり、農村戸籍の労働力の約半分はすでに農外に移出されたのである。

第7図 中国農業労働力の動き



資料 中国国家統計局

(注) 農村従業者数は、農村戸籍の労働力とみなす。

ただし、この2.6億人は「農民工」と呼ばれ、農村戸籍に比べて手厚い医療や年金、教育、公的住宅等を享受できる都市戸籍を容易に取得できないため、中国の大きな社会問題になっている。

農民工の中で家族全員が出身地を離れる「挙家離村」の数は、08年の2,859万人から13年の3,525万人へと5年間で23.3%増え、農民工総数に占める割合はおおよそ13%になっている。さらに、農民工のうち、80年代以降に生まれた第二世代農民工は「新世代農民工」と呼ばれ、その数は13年において1億2,528万人と農民工全体の46.6%を占め、80年代以降に生まれた農村総労働力の65.5%を占めている。<sup>(注4)</sup>

こうした新世代農民工の大部分は都市で育ったため農作業の経験がほとんどなく、土地への執着心も薄く、農村への帰還を忌避している。安徽省肥東県で新世代農民工に対して行ったある調査によると、95%の新世代農民工は農業に戻る意思がないという結果が出ている。<sup>(注5)</sup>

こうした農村労働力の農外移出、特に農村に戻る可能性の低い新世代農民工の増加は、農地の集約を進める基盤となってきた。

(注4) 国家統計局2014-05-12「2013年全国農民工監測調査報告」

(注5) 國務院發展研究中心農村部(2013)83頁

### 3 穀物生産における農地集約の加速

#### (1) 農地流動化の状況

農民工の数の拡大とともに、農地の賃借

による農地流動化は80年代半ばから自然発生的に始まり、その後徐々に拡大してきた。

中国の農地は「村集団所有制」(基本的に行政村の村民委員会が代表者となる)であり、土地使用権を「請負経営権」という名称で農家に賦与している。農地の流動化とは、農民に与えられていた「請負経営権」を「請負権」と「経営権」に分離し、そのうち「経営権」を第三者に賃借することを意味する。「請負権」は依然として村に戸籍を置く農家が保有するが、「経営権」が土地を実質的に使用する権利として流動化され、「請負権」は地代をもらう権利として、「経営権」を手離れた農家に残る。

こうした手法で流動化された農地は、09年に1,010万haと全国農家の請負総耕地面積8,421万haの12%に達し(第3表)、さらに12年末には同21.2%に当たる1,856万ha、13年末に同26%に当たる2,267万haにまで拡大している。<sup>(注6)</sup>09~13年の間に流動化された耕地面積は2倍以上になったのである。ま

第3表 中国の耕地流動化状況

(単位 万ha, %)

		09年	10	11	12
家族請負経営の耕地面積		8,421	8,494	8,516	8,736
	うち流動化	1,010	1,245	1,520	1,856
	面積割合	12.0	14.7	17.8	21.2
	穀物向け <sup>(注)</sup>	561	685	832	1,039
	面積割合	55.5	55.1	54.7	56.0
耕地流動化された面積	農家	723	861	1,028	1,200
	農民專業合作社	90	148	204	294
	企業	90	101	127	170
	その他	108	135	161	191
耕地流動化された割合	農家	71.6	69.2	67.6	64.7
	農民專業合作社	8.9	11.9	13.4	15.8
	企業	8.9	8.1	8.4	9.2
	その他	10.7	10.9	10.6	10.3

資料 『中国農業發展報告』2012, 2013年版

(注) 原データは「食糧向け」となっているが、食糧のうち9割以上が穀物であるため、ここでは穀物とみなす。

さに今、中国の農村に農地流動化の波が押し寄せており、中国政府は積年の課題だった大規模農家の実現を加速させている。

農地の流動化率は沿海部ほど高く、都市化率と相関する傾向がある。12年の流動化率を地域別にみると、上海市の60.1%が全国で最も高く、次に江蘇省と北京市の48.2%、浙江省42.9%、黒龍江省35.7%、広東省28.9%でいずれも全国平均の26%より高い<sup>(注7)</sup>。

また「農民工」がたくさん出ている内陸の諸省も同様の状況になっている。両者の違いは、沿海部の流動化の期間は比較的長く、内陸は短いという傾向があることである。これは、内陸農村から出た農民工は都市部で仕事を継続できるかを確信しておらず、仕事を失った場合などにいつでも農村に回帰できる準備をしていることを意味する。逆に言えば、そうしたセーフティネットを農村に用意する必要がないように農民工を都市に完全定着させ、流動化させた農地を新しい大規模農家に固定化させることが必要になっている。

流動化の内訳をみると、12年末まで流動化された耕地については、64.7%は農家へ、15.8%は農民專業合作社へ、9.2%は企業へ貸与されている（同第3表）。企業に流れている割合はまだ小さいが、企業向けの賃貸は農家向けよりも増加ペースが速く、企業側の賃借ニーズが高いことを示している。

**(注6)** 農業部新聞弁公室2014-4-3、「農業農村經濟發展指標實現程度良好」

**(注7)** 農業部「2012年農村土地請負經營及管理情況」『農村經營管理情況』2013年第10期

## (2) 穀物生産向けの農地集約

農地流動化のなかで、中国政府が最も関心を持っているのは、農地がどれくらい穀物生産向けに集約、利用できるかである。

実際に、穀物生産を目的とする面積は09年の561万haから12年には1,039万haへと478万ha増え、流動化された総耕地面積に占める割合は09～12年の期間にほぼ55%の水準で維持されている（同第3表）。このなかで、11年から12年までの1年間で、吉林省が81.5%から90.5%へ、黒龍江省が85.5%から87.5%へ、内蒙古が68.0%から72.7%へ、河南省が62.7%から64.4%へといずれも穀物向けの流動化比率が上昇し、さらに全国平均を上回っている<sup>(注8)</sup>。これらの地域はいずれも中国の穀物の主要産地であり、流動化が穀物生産を底支えしていることがうかがわれる。12年に穀物生産向けに流動化された1,039万haは、多毛作比率の128%を考慮すれば、中国の穀物作付総面積の14.4%に当たる。

また、流動化は大規模穀物生産農家の数を増やす効果を発揮し、穀物生産の担い手を零細農家から大規模農家へと転換させる大きな流れを生んでいる。この時期に流動化が加速した要因をみておきたい。

90年代末から03年まで、穀物価格の異常な低迷により穀物生産の所得が極端に低くなった。また03年まで農業税の徴収が続いていたため、多くの零細農家が困難に陥り、穀物生産をあきらめた結果、耕作放棄地が全国で急増した。耕作放棄地の拡大を防ぎ、穀物作付面積を回復させるためには穀物生

産の魅力を高める必要があったが、国による食糧買付価格の引上げ等は不十分であったため、結果的に生産規模の拡大による合理化がより早く進み、政府も耕作放棄地を能力と意欲のある農家に集中させる大規模化を加速できたのである。

たとえば、中国最大のコメ産地である湖南省は、コメ生産に特化する大規模農家の育成を積極的に進めた結果、11年に大規模農家の作付面積の合計は107万ha以上になり、湖南省の穀物作付面積に占める割合は03年の5%から約20%にまで拡大した<sup>(注9)</sup>。これらの大規模穀物農家はコメ生産量の拡大で収益を高める発想が強いため、その8割以上の農家はコメの二期作を行っている。その結果、湖南省のコメ二期作の面積は回復し、コメ増産を達成した。こうした傾向は全国的にみられている。

世界共通であるが、中国も現段階の生産技術、機械化率、流通体制などに基づけば、生産規模が一定以上まで大きくなれば、労働生産性、資源利用率（機械稼働率やエネルギー代の節約等）、コスト削減効果はそろって一気に向上する。

農業部の調査によると、生産規模30ムー

(2ha)以上の農家は、農業機械、新品種、新技術、機械による作業委託等の利用率は生産規模10ムー(0.67ha)以下の農家より明らかに高く、それゆえに平均生産コストは下がる。例えば、小麦の機械作業費は1ムー当たり25~30元低くなり、トウモロコシとコメの機械作業費は10~15元安くなる(銭克明、彭延軍(2014))。

(注8) 農業部「農村土地請負経営及管理情況」2011年、2012年

(注9) 国務院発展研究センター農村部(2013)224頁

### (3) 大手穀物生産農家の不利益

しかし、それ以上の規模になると、今度は逆に土地生産性の低下等が起きる。限界収益が逡減するわけである。国務院発展研究センター等が10年に湖南省の5つの県で実施した大規模穀物農家の調査によると、生産面積が20~60ムー(1.3~4ha)の規模が最も単収が高く、生産コストは低く純利益は高い(第4表)。しかし、生産面積が100ムー(6.7ha)を超えると生産コストが増加に転じる一方、単収も低下傾向となり、純利益は減少する<sup>(注10)</sup>。

規模拡大の効果が薄れるわけだが、その主な要因は、湖南省についてみると、現在

第4表 湖南省5県の一部大手農家の早稲の生産収益状況(2010年)

		調査戸数 (戸)	生産量 (kg/ムー)	収入 (元/ムー)	物質費用 (元/ムー)	労賃 (元/ムー)	総コスト (元/ムー)	販売価格 (元/50kg)	純利益 (元/ムー)
経営規模 農家の	10ムー以下(0.7ha以下)	20	405	770	240	320	560	95	210
	20~30(1.3~2)	20	449	854	230	320	550	95	304
	50~60(3.3~4)	10	437	835	220	320	540	96	295
	100~200(6.7~13.3)	5	422	817	253	325	578	97	239
	500~1,000(33.3~40)	3	401	799	247	325	572	100	228

資料 国務院発展研究センター農村部『穩定和完善農村基本經營制度研究』中国發展出版社2013年  
(注) 大手農家の借地代は含まれていない。また、純利益は食糧生産の補助金が含まれていない。



の小型を主とする農業機械が1台で作業を完了できる規模を超え、追加投資が必要になるほか、圃場整備が進んでいない圃場が依然として多く、経営規模拡大に伴って、飛び地化、分断化し、機械作業の効率が低くなってしまふことが指摘できる。また、近年、農作業のために雇用する農業労働者の賃金が急騰し、借地地代の急騰も経営を圧迫した。つまり、現在の湖南省の機械化の条件や労賃・地代水準では、一家2人の労働力で30~100ムー（2~6.7ha）の農地を耕作するのが最も効率的でコストを最小化でき、このサイズが労働生産性、土地生産性、単位面積純利益などの面で100ムー（6.7ha）以上の農家を上回るのである。

一方、中国ではすでに約2.6億人の農村労働力が農外移出されているが、それでも依然としてほぼ同じ規模の約2.6億人が農村に残り農林水産業に従事している。また、すでに他産業に従事している農民工の一部も、不景気などによって農村に戻らざるを得ないことが想像できる。08年9月、米国に端を発した金融危機（リーマン・ショック）は中国の輸出産業に大きな打撃を与え、これによって沿海部の工場をリストラされた2,500万人の農民工が一時的に農村へ帰還を余儀なくされたが、農村には住宅や畑による最低限の収入源が残されていたため、失業の増大による社会不安も避けられた。中国で農業は依然として重要な雇用及び社会福祉の機能を果たしていると言える。

（注10） 国務院発展研究センター農村部（2013）226頁

#### （4） 適正規模の穀物生産農家の模索

大規模農家の不利益の回避と農業の雇用吸収力の必要性から、中国の現状に合った適正規模の穀物農家の育成が模索されるようになった。この適正規模の農家は「家庭農場」という名前と呼ばれている。「家庭」は、日本語では「家族」の意味である。

中国で最初に「家庭農場」を公文書に明記したのは、08年10月の共産党17期三中全会公報「中共中央の農村改革と発展を推進する若干重大問題の決定」であり、「条件のある地域では、大手専業農家、家庭農場、農村合作社等の大規模経営体を発展してよい」と明記した。その後、13年1月に公表した2013年一号文献には、「新たに増える財政支持は大手専業農家、家庭農場、農村合作社など農村の新型生産経営体に傾斜する」と、政府として積極的に支援していく方針を示した。

##### a 穀物生産担い手としての家庭農場

さらに、農業部は14年2月24日、「家庭農場の発展を促進する農業部の指導意見」を公布し、「食糧を大規模的に生産する家庭農場を重点的に支持・育成する」と「家庭農場」を穀物生産の担い手とすることを明言した。それによると、家庭農場になる要件は主として3つある。

1つ目は家族経営であること、つまり家族の労働力により生産経営活動を行う自作農であり、人を雇っても短期的でまた補助的な役割にとどまっている。2つ目は専業農家であること、つまり兼業ではなく専門

的に農業を行い、より多くの商品化農産物を市場に供給する。3つ目は適正規模で、つまり出稼ぎの収入を上回るかそれに相当する収入、または都市住民所得に相当する所得を得られる経営規模を目指すことである。まとめれば、穀物生産を魅力的な職業に変え、能力のある自作農を惹きつけ、穀物の自給体制を守るという考え方である。つまり、家庭農場はあくまでも適正規模の専業農家を指し、または大規模農家というよりは、中規模農家の代名詞である。

#### b 家庭農場の適正規模

それでは適正とはどれぐらいの規模なのか。農業部の判断では、現在の農外移出や農業労働力の状況、農業生産技術及び機械化率等により、適正規模は50~120ムー（3.3~8ha）の間と判断している（新華通信社（2013））。

南方の年2回収穫地域では、50~60ムー（3.3~4ha）、北方の1期作では100~120ムー（6.7~8ha）が目安となっている。もちろん地域差があり、安徽省は200ムー（13.3ha）以上、重慶市は50ムー（2期作地域）と100ムー（1期作地域）以上、江蘇省は100~300ムー（6.7~20ha）の間、上海は100~150（6.7~10ha）ムーと、それぞれの地域の機械化率や農外移出状況、すなわち残留する農民の人口によって適正規模の指針を示している。<sup>(注11)</sup>

農業部の適正規模農家の基準は何を根拠にしているのかを推測すると以下のようなになるだろう。いずれも10~12年の3年平均のデータであるが、三大穀物生産の所得は

641元/ムー、都市住民1人当たり可処分所得は21,828元、農村1戸当たりの人口は3.9人を前提にする。都市住民1人当たり可処分所得は農民工の収入と同等とみなすと、以下のように試算できる。

年1回収穫地域の適正規模 $\approx$ 3.9人（農村1戸当たり人口） $\times$ 21,828元（都市部住民一人当たり可処分所得） $\div$ 641元（ムー当たり所得） $=$ 133ムー（8.9ha）

つまり、農民工並みまたは都市住民並みの所得を得るための穀物生産の必要な面積は、1期作地域では133ムー（8.9ha）となり、2期作地域ではその半分の67ムー（4.5ha）となる。ここで使っている三大穀物生産の所得は零細農家を含む全国平均であるが、経営規模がより大きい場合、収益性はより高くなるため、農業部はそれを考慮して50~120ムーを適正規模の目安にしたと推測できる。

ここで、1期作地域の適度規模を120ムー（8ha）、2期作地域の適度規模を60ムー（4ha）にして、中国の穀物生産に必要な農家数を概算してみたい。

10~12年の3年平均の中国の穀物作付面積は1億1,055haである。そのうち、1期作の面積を3割（3,317万ha）、2期作の面積を7割（7,739万ha）として計算すると、合計2,349万戸の農家が必要となる。農村1戸の労働力は10~12年の3年平均で2.8人であるため、農業労働力に換算すると6,578万人になる。中国の現在約2.6億人の農林水産従業者のうち約1.5億人は食糧生産に実際に携わっているとみられ（銭克明、彭延軍（2014））、これを考えると、家庭農場の拡大、定着には

新たな農村労働力の農外移出が不可欠となり、そのためには多くの時間がかかるであろう。

(注11) 張紅宇 (2014)

### c 家庭農場の現状

農業部の調査によると、12年末時点で統計要件に合う全国<sup>(注12)</sup>の家庭農場の総数は87.7万戸である。1戸当たりの経営面積は200ムー(13ha)で、合計の経営面積は1.76億ムー<sup>(注13)</sup>(1,173万ha)となっている。この面積は上述した12年末まで食糧生産向けに流動化された耕地面積1,039万haに近い。この家庭農場1戸当たりの経営面積200ムー(13.3ha)は農業部が出した目安より大きい<sup>(注13)</sup>が、その経営状況のみをみて農業部はより小規模でも自立できると判断し、自作農の数を維持するために新たな適正規模を示したと考えられる。

農業部の調査によると、適正規模の家庭農場は、その土地生産性、労働生産性及び資源利用率などにおいていずれも零細農家または大規模農家より高い。中国の穀物生産は、適正規模の専業農家によって維持する方針が示されている。

(注12) 食糧生産の家庭農場の統計要件は、農村戸籍、家族労働力に頼る専業農家、生産規模100ムー(2期作では50ムー)以上、賃借・請負期間5年以上である。

(注13) 張紅宇 (2014)

## 4 家庭農場の事例

### —上海市松江区—

#### (1) 中国における初めての家庭農場の試み

ここで家庭農場の実例を紹介し、その設立の経緯、政策当局と農家の行動、実績を確認し、今後の参考となる特徴を指摘した<sup>(注14)</sup>。

中国で家庭農場の嚆矢となったのは、07年の上海市松江区の動きである。松江区は上海市向けのコメや豚肉などの重要な供給地であり、98年までは農村を意味する「松江県」という行政区画であった。松江区の戸籍上の農村労働力は18.9万人いるが、9割以上が農外に移出しており、07年時点で直接農業に従事していたのは1.25万人にすぎなかった(孫雷主編(2013, 103頁))。

同区の耕地面積は25.5万ムー(1.7万ha)で、戸籍ベースでは1人当たり耕地面積は1.3ムー(0.09ha)にすぎず、農業従事者1.25万人で計算しても21ムー(1.4ha)にすぎない。当時、農家純収入に占める農業所得は10%未満であり、ほぼ全員が兼業農家となり、後継者もほとんどいなかった。松江区は外資の工場進出が活発化で、上海への通勤も可能だったため農外の雇用機会が豊富だった。こうした環境のなかで、区内のコメ作りを維持するためにたどり着いたのが家庭農場だった。

(注14) 本節は、13年と14年の現地視察の上に、参考資料にある孫雷主編『上海家庭農場的探索与实践』と國務院發展研究中心農村部『穩定

『和完善農村基本経営制度研究』を参考にしている。

## (2) コメ作りの専門農家

松江区の家庭農場の最大の特徴は、平均2人の家族労働力だけで出稼ぎより高収入をあげる稲作専門農家を追求したことである。07年下期から模索が始まり、08年に708戸が取り組み、12年には1,206戸に増えた。1,206戸の家庭農場が耕作する水田総面積は13.7万ムー(9,133ha)であり、松江区の水田総面積17万ムー(1.14万ha)の約8割を占める。家庭農場1戸当たりの経営面積は12年に113ムー(7.5ha)であり、日本の平均規模約2haの3.8倍の規模に達している。

ここまで農地集約が進んだ理由は、全農家に農地の経営権を村民委員会に一括白紙委託させるよう求め、代わりに様々な奨励措置を講じたことにある。農家の最大関心事である地代は固定価格ではなく、1ムー当たり「250kgコメ(モミ)×政府最低買付価格」という公式で算出する生産物連動とされた。12年の試算では1ムー当たり地代625円となり、全国平均の稲作所得に遜色ない。

さらに一括委託した年配の農家(男性60歳、女性55歳)には、毎月の年金に150円を上乗せする優遇を与えた。この二つの条件によって自分で小規模で生産するより一括委託の方が経済的に有利という構造になり、これが効果を発揮した。結果的に松江区の耕地の99.8%は村民委員会に委託され(孫雷(2013, 27頁)), 村民委員会は農地を面的にまとまりのあるように家庭農場と契

約することができた。

## (3) 家庭農場の参入制限

松江区で家庭農場の経営者になれる人は、同じ村の60歳以下の農家に限る。村民委員会は委託された農地の面積に応じて新規の家庭農場の数を決め、その募集要件を村民向けに示し公募した。

家庭農場の所得は一般的に出稼ぎより高いため、応募農家は常に募集数を上回り、村民代表、村民委員会の幹部が参加する会議で審査し、3～5年の契約で更新している。一方、毎年各農場の経営状況を評価する制度があり、不良の家庭農場には契約を破棄する権利が村民代表と村民委員会側にある。

## (4) 手厚い財政支持

松江区は家庭農場の育成に手厚い経営支援も実施しており、13年のケースでは1ムー当たり地代200円、化学肥料等資材に112円、直接支払い150円、農薬等薬品31円、優良品種20円(実物)、化学肥料を減らすためのコメの「33制」輪作体制奨励金50～180円など、平均して1ムー当たり約600円を支援している。そのほか、農業機械補填(購入金額の50～70%)、コメ天災保険加入費補填等がある。また、灌漑、排水、圃場整備、農道、コメ乾燥施設などインフラの整備は松江区側が積極的に進めており、直接、間接の支援はきわめて大きい。

11年に実施した調査では、松江区の家庭農場1戸当たりの所得は9.3万円であり、その



第5表 上海市松江区100戸の家庭農場の経営コストと収益2011年)

			収益	割合 (%)
100戸の経営収支 (万元)	収入	小計	2,654	100.0
		生産物収入	2,086	78.6
		補助金	567	21.4
	コスト	小計	1,722	100.0
		生産コスト	940	54.6
	地代	783	45.4	
	所得	931	-	
1戸当たりの経営収支 (元)	収入(含む補助金)		2,329	100.0
	うち各種補助金		498	21.4
	コスト(含む地代)		1,511	100.0
	うち地代		687	45.5
	所得		817	-
うち補助金の割合 (%)		61.0	-	

資料 孫雷主編(2013)『上海家庭農場的探索与实践』  
 (注) 100戸の家庭農場の経営面積=11,396万ムー(759.7ha)

うち各種補助金は5.7万元と所得の61.0%を占めた(第5表)。松江区の農業補填はすでに先進国並みで、中国では特殊なケースといえる。その財政的な裏付けは、11年を例にとると、農業支持額合計2,607万元のうち国が14%、上海市政府が40%、松江区政府が46%(孫雷(2013, 48頁))となっており、主に地方が支えていることがうかがえる。

### (5) 複合経営の模索

松江区の家庭農場のもうひとつの特徴は、コメを主軸としながら経営安定化のために複合経営を進めていることである。複合化は「コメ生産と養豚」と「コメ生産と農業機械を用いた作業受託」という二つの方向がある。養豚は区内の養豚企業から子豚を預かり、3か月間肥育した後、企業側に戻し、1頭当たり50元を受け取る。子ブタや飼料、養豚技術、防疫などは全て企業側が

提供する。

興味深いのは、ブタの糞尿は処理後、水田の肥料とするため、養豚と複合経営している家庭農場の化学肥料の使用量は平均約3割減少し、土壌改良とコメの単収増加にもつながっていることである。経営複合化は収入面だけでなく、循環型農業にもつながっている。

松江区の1,206戸の家庭農場の1戸当たりの経営面積113ムー(7.6ha)はそれなりの規模ではあるが、コメ作りのみの年間所得は10万元程度で、1人当たりでは2.6万元弱と出稼ぎや全国都市住民1人当たりの可処分所得2.5万元を少し上回る程度にすぎない。ただし、養豚と複合化した農家53戸の平均はその1.5倍に達しており、複合化はより豊かで持続的な専業農家をつくる重要な戦略にもなっている。

作業受託を選択した家庭農場は、数軒の経営者が共同出資して農業機械合作社を設立し、その他の農家の作業を受託している。これは合作社に受託手数料の収入をもたらす一方、区内農家全体の機械利用効率の向上、農業機械への投資抑制につながり、地域として大きな効果を生んでいる。

## むすび

### —中国社会構造の近代化を促す農地集約—

中国は14年に主食穀物の絶対的自給を守るために、農地集約を通じた適正規模の専業農家を育成する戦略を明確に打ち出した。穀物生産の現代化を追求することで食糧安

全保障を確立しようという発想である。農地面積の制約のなかで、健全な自作農を育成し農業の国際競争力も高めようという道は野心的と言えるが、中国にとっては唯一に近い選択肢だろう。

長期的に人を雇わず、家族の労働力だけで経営できる規模の家庭農場が奨励されている点は、「農地の家庭請負経営責任制」という中国の経済、社会の基本制度を守る形になり、社会的な意味も大きい。地主の下に多数の土地なし農業労働者が存在して収入向上の道がみえないという社会構造を中国は認めないとともに、改革開放の経済的成果を遅ればせながら農業にも均<sup>きんてん</sup>落しようという考えも込められている。

穀物生産の拡大・近代化は今後どこまで進められるか、家庭農場の試みは今後どこまで拡大できるか、その成功のカギを握っているのは約2.6億人の農民工の都市定住と、さらなる農業労働力の農外移出である。少なくとも1.2億人以上いる80年代以降生まれの新世代農民工が農業に戻る意思がないことは、農地集約を進める基盤となろう。

78年に始まった改革開放政策の初期段階の成功の最大の要因は農業の生産性向上であり、農村の「農地の家庭請負経営責任制」がその原動力だった。今回も穀物生産の近代化、家庭農場の拡大こそ中国の都市化と社会構造の現代化を加速する大きな力になるのではないか。そう期待したい。

#### <参考文献>

- ・ 国務院発展研究センター農村部（2013）『穩定和完  
善農村基本經營制度研究』中国發展出版社
- ・ 新華通信社（2013）「農業部部長韓長賦談土地流  
轉和適度規模經營」7月26日
- ・ 錢克明、彭延軍（2014）「我国農戶食糧生產適  
度規模的經濟學分析」『農業經濟問題』2014年3月号
- ・ 孫雷主編（2013）『上海家庭農場的探索与实践』  
上海財經大學出版社
- ・ 張紅宇（2014）「家庭農場的發展を促進する農  
業部の指導意見」に関する農業部の記者会見にて、  
2月27日
- ・ 農業部（2013）『中国農業發展報告2013年版』  
中国農業出版社
- ・ 農業部（2014）「家庭農場的發展を促進する農  
業部の指導意見」2月24日
- ・ 藤野信之（2014）「中国の大規模稻作經營・家  
庭農場」『農林金融』2月号
- ・ 阮蔚（2014）「中国における食糧安全保障戰  
略的轉換」『農林金融』2月号

（ルアン ウエイ）



## 書籍案内



### 新規就農を支える地域の実践 地域農業を担う人材の育成

一般財団法人農村金融研究会 編  
株式会社農林中金総合研究所 監修

A5判146頁 定価1,800円(税別) 農林統計出版株式会社

JAグループは近年新規就農者支援の取組みを強化してきております。2010年4月の全農協調査によると、新規就農者を受け入れる研修制度を設けている農協は153組合(22%)、新規就農者への技術および経営管理研修、資金対応等のフォローを行っている農協は409組合(59%)、そして新規就農者を担い手として位置付けている農協は387組合(56%)となっております。

また、JAバンクにおいては、新規就農希望者の研修受入先に対して必要な費用の支援を行う「JAバンク新規就農応援事業」(研修生1人当たり年額12万円を助成)を2010年度に創設しております。

当研究所においても新規就農者の動向を正確に把握するために、2011年度と2012年度の2か年にわたり新規就農者の実態調査を一般財団法人農村金融研究会に委託しました。調査を通じて明らかになったのは、新規就農者が地域農業の担い手として確実に存在感を高めていることであり、また、新規就農者の育成において農協が大きな役割を果たしているという事実であります。そして、新規就農者の育成は個別経営の継承という視点にとどまらず、地域農業の継承という視点でとらえることが、今後の地域農業の維持にとって極めて重要だということでもあります。

調査によって得られた知見を地域と農業の問題を考える多くの方々と共有したいと考え、本書を出版することといたしました。

今後のわが国の地域社会と地域農業の活性化を考える一助として、ご高覧いただければ幸いです。

購入申込先…………… 農林統計出版株式会社 TEL 03-3511-0058

## 農学部の中の文系学科

来年4月に開設予定の龍谷大学農学部を宣伝するために、各地の高校で「営業活動」をしている。少子化、大学数の増大などを背景として、大学間の学生確保競争は激化しており、様々な大学が地元だけでなく遠方の高校にまで足を延ばしているらしい。大学としては、高校3年生が具体的な志望校を絞り込む夏休みの前が勝負である。その結果、高校の進路指導の先生方は6月から7月にかけて、1日にいくつもの大学から訪問を受けることになり、とても忙しいそうだ。

多くの先生方は、それでも時間を割いてくださるが、なかには「後で読むので、資料だけ置いて行って下さい」とおっしゃって、ものの数分で席を立つ先生もおられる。そんな時には、「十分、お話できなかった」と凹む一方で、「楽に終わった」と思わないわけでもない。先生方が話を聞く気をお持ちでも、こちらの意図を伝えるためには、かなりのエネルギーが必要になるからだ。

私の専門である農業経済学に関する説明は特に難しい。龍谷大学農学部には、植物の生命の仕組みを学ぶ「植物生命科学科」、植物を育てる技術を学ぶ「資源生物科学科」、食と栄養と健康について学ぶ「食品栄養学科」、食や農に関わる社会・経済問題を学ぶ「食料農業システム学科」の設置を予定している。

このうち、前三者は明快である。「植物生命科学科はバイオ系ですね」、「資源生物科学科が一番農学部らしいですね」、「食品栄養学科は管理栄養士養成課程を併設するのだから人気は高いでしょうね」と会話も弾む。ところが、「食料農業システム学科」の説明を始めると、途端に雲行きが怪しくなる。最も多いのが、「理系の農学部の中に、何故、文系学科があるのですか」という質問だ。

「食や農に関わる問題の多くは技術面の問題ではなく、社会や経済の仕組みの問題である」、「農業の技術的特質、食べ物という財の物質的・社会的特殊性、農業生産が行われる場である農村社会の文化・風習などを知った上で、その社会問題・経済問題に取り組まねばならない」、「単純な経済学の論理のみでは農業問題は解決できない」、「だから、農学部の中に、食や農の問題を経済学・経営学・社会学等の観点から教育研究する学科が必要なのだ」などと本人も十分にはわかっ



ていないような言葉を並べてみるのだが、反応は鈍い。先生方にご理解いただけただけの場合でも「高校生には難しいと思いますよ」とダメ出しされてしまう。

「食料農業システム学科は文系科目でも受験可とする予定なので、開設した暁には、経済学部や経営学部を志望する生徒達の選択肢の一つに加えて下さい」とだけお願いし、ザラザラした気持ちで校舎を後にすることも少なくない。

世界には飢餓に代表される食料問題が山積している。また、我が国の農業は産業として危機的な状況にある。しかし、それでも我が国は、世界で最も豊かな食生活を謳歌している。そういう状況下で、食や農の問題を社会・経済問題としてリアルに捉えることは、多くの人々にとって難しいことなのかもしれない。社会経験の少ない高校生にとっては「何をかいわんや」なのだろう。

ただし、希望がまったくないわけではない。オープンキャンパスや模擬講義などで、その学問の内容や意義を丁寧に解説すると、必ず、何人かは目を輝かせてくれる。食べ物や農業の問題を社会や経済の問題として捉え、その解決方法を、それらの自然科学的な特性を加味しながら社会科学的に考究することは間違いなく重要である。重要なことである以上、若い人達にも理解していただかねばならないし、重要であるならば、必ず理解していただけるはずである。そして、そのためには、高校生に対する直接的な語りかけを欠かすことはできない。

スティーブ・ジョブズは、米ペプシコーラ社のジョン・スカリーをヘッドハンティングする際に「残りの人生も砂糖水を売ることに費やしたいか、それとも世界を変えるチャンスが欲しいか？」という殺し文句を使ったといわれている(その後、この2人の間には色々あったようだが・・・)。2年前、当時の職場で研究者・教育者としてのキャリアや将来について悩んでいた私は、これと同じくらいありがたい言葉——少なくとも私にとっては——をかけていただき、龍谷大学農学部の開設準備に取り組むことになったが、その言葉に見合うだけの働きは未だできていない。ペーパーワークも広報活動も一通りは担当してきたが、今後は、高校生と直接対話する機会を増やし、食や農の問題を社会面・経済面から捉えることの重要性と面白さを伝えることで、農学部内に文系学科を設置することの意義を説き、龍谷大学農学部の開設に少しでも貢献したいと考えている。

(龍谷大学 経営学部 教授 香川文庸・かがわ ぶんよう)

# 〈講演録〉宮城県の農業復興への 取組みについて

講師 千葉和典

〈全国農業協同組合連合会 宮城県本部 前本部長〉

## 〔講師と講演について〕

2014年5月15日に、「宮城県の農業復興への取組みについて」をテーマとして、全国農業協同組合連合会宮城県本部 前本部長千葉和典氏による講演会を開催した。これはその記録である。

11年3月11日に発生した東日本大震災後、全農宮城県本部は、被災地の農家・組合員の実態およびニーズを把握するため全JA巡回を行い、大きな困難のなかで被災地の現場の要望に応える食料や生活物資支援の取組みを続けた。また、農業の復旧・復興にあたっては、現場のニーズを最大限くみ取ったうえで、全農の災害対策積立金を活用した支援の枠組みをつくりあげ、公的助成の対象になりにくい部分も含めたきめこまかな支援により、被災した農業者の営農再開を全力で支えてきた。

千葉前本部長は、1977（昭和52）年に宮城県経済連に入会され、2009年10月に全農宮城県本部の本部長に就任。就任1年半後に東日本大震災に遭遇し、その後14年3月末まで、全農宮城県本部本部長として、震災からの復旧・復興の陣頭指揮をとってこられた。

今回の講演会では、震災からの農業復旧・復興における全農宮城県本部の取組みを、緊急的な支援から始まり、宮城県の農業の持続的発展に向けた現在の取組みに至るまでお話をいただいた。

## 目次

### はじめに

#### 1 震災直後からの緊急支援活動

- (1) 震災発生に際して
- (2) 災害対策本部の始動
- (3) 情報収集・情報伝達のための全JA巡回
- (4) 緊急支援への取り組み

#### 2 農業復旧・復興に向けた支援の取り組み

- (1) 農地、水稻作付けの復旧状況
- (2) 災害対策積立金を活用した農業復旧・復興支援
- (3) 全農宮城県本部東日本大震災農業復興計画の概要
- (4) キリン絆プロジェクト
- (5) 2つの産地の復旧・復興事例

#### 3 宮城県の農業復興と持続可能な農業の実現に向けて

- (1) 農業を取り巻く情勢変化
- (2) 宮城県農業の現状
- (3) 取り組みの方向性
- (4) 実践事項

#### 4 宮城県における園芸振興について

- (1) 地産地消の観点から宮城県の園芸作物には拡大の余地
- (2) 園芸振興における農協系統の課題
- (3) 新規園芸作物の作付け、販売先を特定化した生産・販売

#### 5 復興支援の取り組みを改めて振り返る

#### 6 JAグループの取り組みの評価

おわりに

## はじめに

皆様こんにちは。ただいまご紹介をいただきました千葉でございます。私は2009年10月に全農宮城県本部の本部長になり、1年半足らずで東日本大震災に遭遇し、14年3月まで丸3年、震災からの復旧・復興に携わってきました。その間、全国各地の多くの方々のご支援・ご協力をいただき、何とか役目を果たすことができたと思っております。

お世話になった全ての方々に感謝を申しあげますとともに、本日は、震災の経験を踏まえ、あるいはそこから得られた教訓を元に、復旧・復興のこれまでの取組みと、今後の課題等につつまして、少しでも参考になればということで、お話をさせていた

だきます。

## 1 震災直後からの緊急支援活動

まず初めに、震災当時どのような状況だったのかということをお話します。

### (1) 震災発生に際して

11年の3月11日午後2時46分に地震があって、その後に津波が来るという状況のなか、私は出かける途中の車の中で被災しましたが、すぐ宮城県JAビルに戻りました。戻ったときにはビルの前に各連の人たちが避難している状況でした。情報が少なく、携帯電話等でニュースを見て、沿岸部に大津波が押し寄せて未曾有の大災害が発生しているようだ、ということ把握するのがやっとでした。

ビル内は天井が落下したり屋上の貯水タンクが漏水したりで、内部に入れない状態で、雪の降る寒い日でしたが、寒空の下でJA宮城県中央会(以下「中央会」という)の災害対策本部(以下「対策本部」という)が立ち上がりました。

金曜日でしたので、「日曜日に中央会の対策本部を開催する」ということだけを決めました。当日は交通機関も麻痺し携帯もつながらないうなか、帰るだけでも大変な苦労があり、帰れなくて県庁に泊まった人もいました。

全農宮城県本部(以下「県本部」という)も、JAビルに常駐する人しかいませんでしたが、県本部として対策本部を立ち上げることになりました。JAビルが使用できないため20kmほど北にある生活部の吉岡のビルは大丈夫だろうと、そちらに対策本部を置くことを決め、翌日の土曜日に連絡のつく人だけ再度集合することとし、当日は解散しました。

翌日は半分くらいの幹部職員が集まり、職員や職員の家族の安否確認、出先機関の被害状況確認、出先機関の今後の予定の連絡等をしました。

## (2) 災害対策本部の始動

3月13日の日曜日に、中央会の対策本部が開催され、そのとき初めて全幹部職員が集まりました。県本部としての情報収集・伝達ができるようになり、JAビルの近くの別館ビルという建物の2階に県本部の対策本部を移すことにしました。

その夜、吉岡のビルに誰かいないかならないということで私一人戻りまして、電気が通じないので真っ暗な中、ビルのソファに泊まりました。自宅を出るときには、事態が事態なので当分帰れないと言って出てきましたが、その後ずっと対策本部に詰め、1か月半近く外泊することになりました。

その夜は吉岡のビルが停電なので、ろうそくを灯して、翌日の中央会の対策本部に備え、明日からとるべき行動を手書きで、思いつくままメモをとったのを記憶しています。記憶しているのは、まず1つめは職員の安否の確認、2つめは県本部の被害状況の確認、3つめに一般職員の自宅待機を命じることです。通勤できなかつたり事務所が使えなかつたり、家族で被災している方もいるので、そういった対応のため、3日間くらい待機してもらいました。その間、最寄りの出先機関や地元のJAに災害支援に出向くというかたちにしました。

それから4つめが、全JA巡回をしてはどうかと、中央会に提案をすることです。5つめが、巡回するには車が必要ですから、巡回車両の確保のため公用車の燃料の残量調査が早急に必要と考えました。調査の結果、満タンに近い車両を20台、対策本部で確保することができました。

そのほか、支援物資がたくさん来るだろうから、それを中央会の対策本部とどう連携して対応していくのか整理する、というようなメモをつくって、3月14日の中央会の対策本部に示しました。

3月14日の中央会の対策本部では、支援



物資は県庁に配属される中央会の担当者と山形県中央会から支援で来られる方が駐在するので、その方に全部情報を集約して指示を受けることになりました。それから、私から提案した全JA巡回は、残念ながら4連合同で実施するのは難しいということになりまして、県本部単独で当日からJAを巡回することになりました。

### (3) 情報収集・情報伝達のための全JA巡回

被災当初は全く情報伝達網がなかったもので、被災地が何を望んでいるのかといった情報を集めて対策本部で共有化して対応策を検討し、翌日そのニュース・情報を持って、差し入れのおにぎり等も用意し、担当を決めて県内14JAを内陸部も含めて巡回しました。

そのときに持っていったのが、この「災害対策情報」(第1図)です。これがその当時のものですが、被災地が望んでいるものに関して情報収集をするとともに、「災害対策情報」を通じてJAに毎日情報伝達したことが、必要な支援を必要とところに行うために重要な役割を果たしたと感じております。この情報誌は、震災直後はJAとの唯一の情報交換ツールといった形で活用され、5月まで継続しましたが、この情報誌で、中央会や他連合会の情報もあわせて伝達しました。

全JA巡回は、5月の連休まで土日

も休まず継続しました。JA南三陸やJAいしのまきまでは片道2時間以上かかるので、帰ってくるのが大体夜の7時とか8時になります。対策本部では8時から9時過ぎまでかかって、得られた情報を整理し、「災害対策情報」ができあがるのが深夜12時過ぎというのが当時の状況でした。私は対策本部長として席をあけられないので情報を待っているだけなのですが、非常に歯がゆく思い、1週間を経過した翌週の木・金曜日に、菊地現本部長と2人で沿岸部を回りました。

現地はまさに想像を絶する状態で、私の記憶の中にあった街が全く泥沼とがれきの山となり、道路はかろうじて自衛隊によって走れるようになっていましたが、道の両

第1図 全農宮城県本部災害対策本部の「災害対策情報」

全農宮城県本部 災害対策情報(No.1)	
平成23年3月16日現在 全農宮城県本部災害対策本部	
1. 最新情報	
<b>【総合】</b> ①本日(3/17)より「全農宮城県本部 災害対策情報」を発刊し、JAならびに関係先との情報の共有化をはかります。	
<b>【米穀部】</b> ①被災農業倉庫の対応について、農倉基金への被害額申請のため被害状況を写真等に記録してください。また、解体等が必要な場合はできる限り本会施設部門にご連絡ください。 ②米穀代金に係る送金日が変更になります。詳しくは米穀部へお問い合わせください(別紙参照)。	
<b>【園芸部】</b> ①地震後の仙台市場は少しずつ買参人が戻りつつあるものの、燃料逼迫により販売先が限定される可能性があります。 ②園芸部事務所は地震により壊れ、代金精算が現在止まっています。	
<b>【生活部】</b> ①LPガスの配送は、3月12日以降一般配送を停止し、緊急配送のみ対応中です。また、LPGセンターの電力回復の見込みが立たないため、在庫分みの対応となっています。	
2. JA被害状況ならびに要請事項：別紙1 3. 全農宮城県本部災害対策実施状況：別紙2 4. その他 3月19日(土)13時30分より、JAグループ宮城災害対策本部主催による「緊急組合長会議」が開催されます。(別紙参照)	
以上	

出典 講演会資料「宮城県農業復興への取り組みについて」から抜粋、以下同じ

側は自動車とかいろいろながれきの山です。そういう現実を見て、言葉も出ませんでした。

当時、対策本部の幹部職員も非常に疲労の色が濃く、弱音も聞こえるようになっていました。JA巡回の担当者は内陸部を回る人は内陸部しか見ないので、沿岸部で何が起きているか実感できないという状況でしたので、「とにかく全員が被災地の実情を見なさい」と言って全員を被災現場に行かせてからは、不平・不満が一言も出なくなりました。

JA巡回については、5月の連休以後、総合TAC<sup>(注)</sup>3名を沿岸5JAの担当者と決め、総合TACを中心に巡回して、毎週1回対策本部会議を実施する形に変えました。

(注) TAC…Team for Agricultural Coordination (農業コーディネーター)。「地域農業の担い手に向くJA担当者」の愛称。

#### (4) 緊急支援への取組み

緊急支援については、各地から救援物資が届きますが、被災地のニーズは時間の経過とともに変わってきます。全農全国本部から予算をいただき、私の判断で使えるということにさせていただき、必要に応じてAコープから買ったり、各地から集まる物資を吉岡の全農物流の事務所に一旦全部集め、中央会や県にどこに運べば良いか指示をいただいて配送しました。支援物資を的確に配布していくことは大変な作業でした。

全国各県から支援をいただきましたが、とりわけ山形県の支援隊からは、被災地に対して定期的に炊き出しなど様々なかたちで親身に支援をいただき、今年も啓翁桜の

正月恒例の贈呈とか、本当に献身的なご支援をいただきました。

また被災地への炊き出しは、吉岡の事務所、山形県から機械を持ってきていただいて、JAグループの女性部を中心に毎日3,000個のおにぎりを握って自衛隊が運ぶという官民一体の支援を行いました。

さらに人的支援として、延べ1万人の方にボランティアとして来ていただき、米の袋が崩れたのを直すなどの作業にご尽力いただきましたし、義援金も全部で100億円を超える額の贈呈を頂戴しました。

## 2 農業復旧・復興に向けた支援の取組み

次に農業面の復旧・復興の経過と、この間のJAグループの取組みについて説明します。まず、3年たった現在の宮城県農業の復旧・復興状況は、おおむね次のようになっています。

### (1) 農地、水稻作付けの復旧状況

まず農地についてですが、農地の被災は約1万3,000haにのぼりましたが、現時点で約80%が復旧している状況です。今後の3年間では、残り1,340haの復旧を見込んでいますが、地盤沈下でまだ海の底という農地もありますので、震災前の状態に完全には戻らないとされています。

宮城県は水稻を主力とする県です。水稻作付けの復旧状況を見ますと、県内で震災前と比較して減少している1万9,500haの

うち、14年産の作付けでは1万7,000ha、約88%の水準まで戻っています。来年産になれば、ほぼ水稲作付面積は震災前に戻るといいう状況です。

農業用施設（排水機場）は、被災箇所69か所に対して、復旧対象施設が47か所、そのうち、本復旧に着手したのが44か所（94%）で、復旧工事が終了した施設は32か所（68%）となっています。

## (2) 災害対策積立金を活用した農業復旧・復興支援

次に、全農全体で取り組んだ農業復旧・復興の取組みとして、災害対策積立金を活用した農業復旧・復興支援について説明します。インフラなどがある程度復旧してきた5月以降だったと思いますが、全農全国本部で「災害対策積立金を約60億円取り崩して、それを復旧・復興に当てる」という決定がなされ、そのうち30億円ほど宮城県で使ってよいというお話をいただきました。

大きなお金ですから、どのように活用するかということについては、JAの要望を聞きながら計画的かつ効率的に活用していく必要があると、「復興計画策定プロジェクト」を立ち上げて、JAの意向を聞きながら約3か月かけてプランをつくりました。

JAの要望については、JAを巡回する総合TACに県本部の部長・課長も加わって訪問し把握につとめました。被災地の状況に応じてニーズは異な

ります。被災地の農業復興について、その地域に入ってJAの対策本部の会議に加わるなどして、JAの職員と一緒に議論をするなかで、県本部が取り組むべきことを明らかにし、プランを固めていきました。生産対策交付金や復興交付金などがあるなかで、そこから外れるものは何なのかを考え、災害対策積立金の有効活用のためJAからの要望の情報を共有し、県本部内部の部門間連携もスピード感をもって行い非常に早期に要領化ができました。

## (3) 全農宮城県本部東日本大震災農業復興計画の概要

災害対策積立金の活用を含めた「全農宮城県本部東日本大震災農業復興計画」（第2図）を全職員が共有し、職員の士気を高めていくために、震災から半年たった9月に、

第2図 全農宮城県本部東日本大震災農業復興計画

<p><b>概要</b></p> <p>(1)基本理念：『JAグループ宮城の新たな農業の創造的復興』</p> <p>(2)期 間：計画的な復興をはかるため、<b>短期</b>(平成23年度)、<b>中長期</b>(24年度～32年度)に分けて策定</p> <p>(3)対象事業：①<b>共通</b>、②<b>米穀事業</b>、③<b>園芸事業</b>、④<b>畜産事業</b>を基本とし、<b>購買事業</b>は側面から支援</p> <p>(4)計画策定の視点</p> <p>ア. 短期計画</p> <p>①被災地の復旧を最優先 ②行政等とも連携し、被災5JAを対象に事業別復興計画を策定し、JAの取り組みを支援</p> <p>イ. 中長期計画</p> <p>①環境変化や行政の復興計画に連動し、かつJAグループ宮城の将来ビジョンをふまえて策定 ②復興計画にもとづきJAと協議を行い、生産計画等の中期目標や到達目標を設定</p> <p>(5)JAグループ宮城の目指す方向</p> <p>①浸水水田の復元による水田農業の再構築、および園芸作物の生産振興による産地形成 ②水田の大区画化等、農地の効率的利用による経営基盤の確立 ③担い手農家の営農再開や生産基盤構築支援の一環として、全農出費も含めたJA出資型農業生産法人の設置 ④JAグループによる生産・加工・販売までの流通一貫体制の整備(6次産業化) ⑤農商工連携など民間企業との事業連携による新たな農業の展開</p>
---

復興大会を開催しました。

復興計画は、まず平成23年度のうちに、先ほどの災害対策積立金を利用した緊急的な支援や、その年に復興したいという人たちへの支援等を行うこととしました。一方で、国の補助事業等を活用していく中長期の復興については、平成24年度から平成32年度までの長い年月を見据えた計画の形で策定をしました。

また、復興計画の中には、「JAグループ宮城の目指す方向」として、全農の出資型法人、JA出資型法人をつくっていったらどうかというようなことも盛り込みました。

#### (4) キリン絆プロジェクト

農業復旧・復興においては、民間の支援もいただきました。キリンビール株式会社から、「復興応援 キリン絆プロジェクト」ということで全農に対して提案が出て、全農全体で取り組んだ事例となっています。

キリンビールさんとは、震災前から宮城キリンプロジェクト（MKプロジェクト）ということで、お米とか牛肉などで連携がありました。地元工場があってキリンビール自体も被災したなかで、自分たちも元気になっていかないといけないし農業支援もしていきたいというので、4億円ぐらいの予算の中で何ができるのかというご相談をいただきました。

営農を再開していく際に、がれきの撤去、農地の整備の次に必要になるのは、農業機械が相当破損・流出していますので、その確保が不可欠です。農業機械を新品で買え

ば相当高いものですが、中古の農機だったら安く買えるんじゃないか、台数も多く確保できるんじゃないか、農協組織は全国にあり中古機械の情報もあるだろう、となりました。中古機械の情報を全農が把握して、どういう農機がほしいのかということはTACが生産法人など農業を再開する人たちの情報を基にまとめ、いわゆるマッチング作業をしたのです。大変な作業でした。最終的に適切な中古品が無いものは新品を買っていただきました。その納品までの作業は、現場での情報収集と、マッチング作業をした農機の担当者の力もあって、成果が見えたということです。

以上のような経緯により、キリンビールさんから宮城県では200台の農業機械の贈呈を受けました。その後、このプロジェクトは、生産支援、あるいは6次化などの販売加工の支援といった形で、今も継続して取り組んでいただいています。

#### (5) 2つの産地の復旧・復興事例

##### a みやぎ<sup>わたり</sup>亘理の「仙台いちご」

次に宮城県内の2つの産地の復旧・復興状況について説明します。まずJAみやぎ亘理のいちご栽培についてです。

宮城県の主産は米ですが、園芸における産地といえば、JAみやぎ亘理の仙台いちごがあります。マスコミ等で全国的にも報道されております。

みやぎ亘理管内のいちごは、震災前93ha作付けされていました。いちごは12月から翌年の5月ごろまで収穫され、3月に被災



しましたので、93ha中の95%が津波などで壊滅しました。いちごの集荷場も使えない状況になりました。

その後国の補助事業等により、翌年に26ha、14年は約70haまで作付けが回復することになっています。70haの作付けですが、震災前は土耕栽培で、地面に直接苗を植える栽培方法でしたが、震災後は高設の養液栽培という形で、設備費はかかりますが生産性が上がりますので、面積は震災前よりも少なくても、生産量はほぼ震災前に戻ると見られております。

みやぎ亘理のいちご産地復興の過程では、震災の年にも生産者が、「やっぱりいちごを作りたい、作って復興のシンボルにしたい」ということで、桑畑を開墾し根っこをとって、ビニールハウスを建てるという作業を相当労力をかけて10haくらい行い、クリスマスにみやぎ亘理のいちごを供給することを目標に取り組んだ事例があります。

こういう取り組みが評価され、12年には「仙台いちご」の商標登録が特許庁で認められました。

現在の状況ですが、高設養液栽培の大団地が2つできています。13年には選果場も新設され、感謝の式典に全国各地から集まっていただきました。

#### b 地域の連携に基づく仙台白菜の作付拡大

続いて紹介したいのが、仙台白菜の作付拡大についてです。何で仙台白菜なのかと思われる方もいるかと思いますが、仙台白

第1表 仙台白菜の作付状況

(単位 a)

	11年	12	13	14 (見込)
伝統種(松島純2号他)	171	299	353	360
慣行種	547	582	346	350
合計	718	881	699	710

菜は実は100年の歴史があって、過去には仙台は白菜の大産地だったため今でも「仙台白菜」という種があることや、塩害にも比較的強いというようなことで、仙台白菜の栽培を通して、被災農地における生産から販売までの一体的な取組みを進めようということになりました。

県本部とみやぎ生協さん、それから明成高校の料理科の方々と共同で、「みんなの新しいふるさとづくりプロジェクト」を発足し、そこで白菜プロジェクトを始めました。

その後、被災して校舎が使えなくなった宮城農業高校も参加して、仙台白菜生産拡大の取組みは続いており、県内の白菜の生産面積はそう変わらないですが、伝統野菜の松島純2号という種類が拡大してきました(第1表)。

それだけ、白菜プロジェクトの役割は評価され、復興のシンボルになっているという例です。また、仙台白菜は皇室に献上することにもなりました。

### 3 宮城県の農業復興と持続可能な農業の実現に向けて

次に、今後の宮城県の農業復興について、持続可能な農業の実現にどのように取り組

んでいくかという点から説明します。

先ほど申しあげた県本部の「東日本大震災復興計画」は、大枠を示すものですが、農業現場というのは非常に変化が激しく待ったなしの状態、JAグループがどのように取り組んでいくのか、正念場の時期に来ていると思います。

持続可能な農業の実現は沿岸部5JAの単独の力では難しいし、全農の力にも限界があります。JAグループの総力を集結して、JA・全国連・県本部・関連会社が協力しあっていくことが一番重要だと感じています。

### (1) 農業を取り巻く情勢変化

最近の農業を取り巻く情勢変化としては、以下のような点が指摘できます。

- ①農家の高齢化の進展…宮城県の農業就業者の平均年齢は65.2歳
- ②宮城県の1経営体当たり平均耕地面積は2.3haと、増加傾向にはあるものの未だ零細
- ③消費者の嗜好の変化と米価低迷…米は過去20年で65%の水準に価格が下落
- ④農政の転換…政府から民間へ、価格支持から所得補填へ
- ⑤東日本大震災の発生

そのなかで、やはり農政の転換については、大規模農家や企業の参入を優先する国の政策スタンスがTPPの動向や農業改革の動きも含め気になります。

### (2) 宮城県農業の現状

そういった情勢変化のなか、宮城県農業

の現状については次のように認識をしています。

- ①平均農業所得は1,097千円で、農家所得の33.9%。不況や震災被害等で、兼業収入も減少の見通し
- ②農業就業人口は7万人と、20年間で5万4千人(43%)減少
- ③販売農家戸数は4万9千戸と半減、自給的農家が増加
- ④耕作面積は年々減少、耕作放棄地は約1万ha

農家の競争力強化とかと言われてはいますが、現実には米の価格も下がって、農家の所得基盤は非常に脆弱なものになっています。その結果、20年前に比べると43%も農業就業人口が減少し、農業の基盤自体が縮小傾向にあります。

そのなかで、耕作放棄地については、農地中間管理機構の機能が注目されますが、こういった土地は担い手は受けませんので、いずれ荒地になるのではないかという不安もあります。

### (3) 取組みの方向性

そうした現状を踏まえ、今後の取組みの方向性を次のように整理しています。

第1に、農業の再生と復権を、宮城の被災地から、地産地消で実現していく必要があると考えています。それから、第2に、水田の被災が多いので、水田農業システムをどう確立していくかという問題があります。

また、第3に担い手の問題については、地域の集落営農もなかなか理想通りにはい

かないなか、JAの機能発揮も含め担い手をどう育成していくのかという点ですが、今、農林中金仙台支店のご協力を得て、中央会に「担い手サポートセンター」をつくるべく、プロジェクトに取り組んでいます。その他、県本部自ら、大規模な担い手や法人と一緒に、課題解決型事業対応方式を確立する取組みとして、県南沿岸地区の圃場約140haをどう活用していくかというプロジェクトに取り組んでいます。

最近の情勢からみると、日本の国産食料供給は黄色信号、もしかすると赤信号なのかもしれませんけれども、そういう状況にあってJAグループがどう対応するのか、何をするか、何ができるのかということが問われており、宮城県においては、これらを実現していくことが、答えになるのではないかと思います。

先ほど言った農地の活用においても、中山間地の利用について、JAがどう関わっていくかという点も大きな課題ではないかと思ひますし、全農も、支援的に関わっていくのか主体的に関わっていくのかが、問われていると思ひます。

#### (4) 実践事項

以上の方向性のもとでの実践事項として、次の4点を整理しています。

第1に、「復興計画」と連動した「JA地域農業戦略」の実践強化

第2に、新たな担い手対策と農地利用集積円滑化事業の積極的展開、すなわち被災農地の大規模圃場整備事業に参加し、地域

の再生を目指した持続可能な農業の姿を追求すること

第3に、担い手経営体と一体となった生産・販売戦略の実践、すなわち「担い手サポートセンター（担い手育成）」と「地域生産振興拠点（東北の技術検証拠点）」の運営

第4に、消費者との信頼に基づく食の安全対策の実践

です。これらの取組みを着実に進めることが重要と認識しています。

## 4 宮城県における園芸振興について

### (1) 地産地消の観点から宮城県の園芸作物には拡大の余地

続いて、県本部の園芸振興の基本的な進め方について、お話をさせていただきます。宮城県において農業振興上何を拡大していくかという点で園芸に着目し、園芸の戦略会議を担当副本部長中心に立ち上げています。

というのは、宮城県では仙台市中央卸売市場が中心となって野菜・果実を扱っていますが、その仙台市場で県産品は約20%しかないという現状で、地産地消の観点から園芸振興にはまだまだ可能性があると考えられるからです。

施設園芸については、今野菜工場みたいなものが注目されていますが、実はそうしたものではありません。差別化が難しく、いずれ価格競争に陥っていくのではないかと、私は思っています。園芸品目を土地利用型作物とし

て露地で作り、それで生産拡大、収益確保をいかに実現するかということが大きい課題だと思います。それが、今、県南で取り組んでいるプロジェクトの命題だと思っています。

## (2) 園芸振興における農協系統の課題

園芸振興において農協系統として対応すべき課題をまとめると、まず大規模園芸経営モデルについては、初期投資の問題があります。機械化とか、集荷・保管施設などについては、やはり広域的に、JAなり全農が投資する必要があるのではないか。農機レンタルを活用したり、集荷施設などの拠点を作っていく必要があるのではないかと思います。また、作るだけでなくやはり流通に手をかけていく必要もあるのではないかと思います。

それから、労働力の問題については、沿岸部などでは人口が激減し離農も進んでいます。避難生活で他地区に行って戻らないという方も含め、高齢化と合わせて労働力不足が進んでいるのです。そのなかで、どのように人員、労働力を確保するか。派遣システム等を構築していく必要があるのではないかと考えられます。

それから、担い手については、今法人化の動きが加速度的に進んでいます。震災前は県内200ぐらいだった農業法人数が、今は400を超えるま

で法人組織が創設されています。JAグループとしては、そういった新規生産者などへの指導体制も含め取り組む必要があると思います。

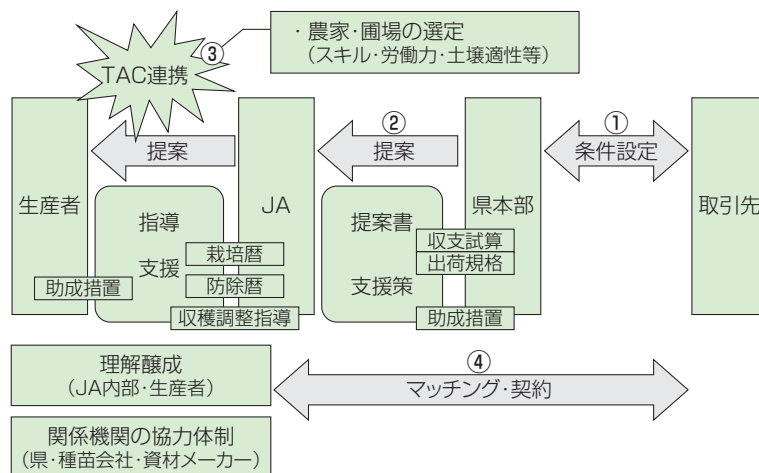
また、販売条件等をどうしていくかも、今後の課題だと思います。

## (3) 新規園芸作物の作付け、販売先を特定化した生産・販売

第3図は、生産者から販売先までをつなぐ、新規園芸品目の作付けと販売のプロセスの模式図ですが、こういった新規園芸品目作付けと販売の流れを、JAはJAなり、全農は全農なりに、販売先との条件を整理して、園芸指導に関わっていく必要があります。

また、販売先を特定化した生産・販売については、先進事例では茨城県などが全農の拠点がしっかりした取組みを行って、かなりの園芸作物が、取引先を特定化したうえで生産されていますが、宮城県の場合は、販売先をまずは地域で、先ほど言った仙台市場を含めた宮城県の中で確保し、自

第3図 園芸品目新規作付提案の手順





給率を高めていくということが必要ではないかと私は思います。

それと、やはり差別化が重要です。仙台白菜などのように、地域性なり品種の特性なりを生かせる戦略があるのではないかと思います。そういったものを地産地消できちんと定着させ、ブランド化を目指していくことが必要だと思います。

また、農家が生産したなかの余ったもの、あるいは規格外で売れないものをどう活用するかということが、農家のニーズが高い事項となっています。規格外品などは形が悪くても味が悪いわけではないので、それを加工などで利用していくことができれば、生産したものがすべて売れるということで、農家の営農継続のために非常に有効であると思っています。

## 5 復興支援の取組みを改めて振り返る

次に14年度以降の農業復興支援の展開について、これまでの取組みと対比して説明します。まず13年度までの農業復旧・復興支援は、全農の災害対策積立金を利用した支援、先ほど30億円と言いましたけれども、後で追加になって39億円となりましたが、この39億円分の支援を、JA経由で被災者なり、営農再開する方々に行ってきたのが中心的な取組みでした。

最初はJAの在庫損失や米や種子・種苗の損失したものの補填に始まり、生産維持や復旧資材支援、農機具支援等、JAや農家の

ニーズを幅広くとらえて、要領化して支援してきたのがこれまでの取組みの大きな柱でした。つまり全農の災害対策積立金という財源の裏付けがあって、農業の復旧・復興支援を実施してきた面が大きかったわけです。

今後はその財源がなくなりますので、県本部の事業の延長として、園芸の生産・販売対策のなかで支援をしていく形に変わってくると思います。したがって、やはり担い手、「誰が農業を担い何を作るのか、その際にどのような支援が必要か」ということを、個々に一つ一つ積み重ねていく取組みが、これからの支援の方向性だと思います。

JAグループ全体として農畜産物売上高1,000億円というのが、宮城県JAの目標であります。今は800億円ぐらいです。1,000億円を目指して、園芸戦略会議などを通じていろいろな提案を具体的にしていくことに、取り組んでいるところです。

ただ、一つ一つの取組みは非常に手間と時間のかかることなので、簡単には進みません。一つ一つ丁寧に積み重ねていくしかないと思います。一斉に、さあ作りましようとはならないので、一つ一つ、担い手を育成・サポートし、生産環境・販売環境の整備を積み上げていく取組みが必要になってきますので、県本部だけの力には限界があり、本当にいろんな方々の支援を得ないと進まないと思っています。

復興支援という点では、具体的には、石巻市の（株）スマイルファーム石巻や東松島市の（株）イグナルファームなど新たな

担い手に対して、そういった取組みを行っています。新たな法人を立ち上げた方の中には、家族を津波で亡くした方も多く、そのようななかでリーダーとなる方が、営農再開をしようと声がけして、それに共鳴した人たちが参加したということで、非常に農家の底力というのはすごいものだなと、私は感銘しております。こういった人を多く支援していくことが本当に望まれているし、我々もやりがいを持って進められると思っています。

## 6 JAグループの取組みの評価

最後に、震災後、これまでのJAグループの取組みがどう評価されているのかということで2つ紹介します。

まず「いちごの涙」というタイトルの、片岡京子さんという農家の奥さんが書いた自費出版の本があります。これがJAグループの中で、女性部を通じ県内に配布されました。この方は被災して、資材等が流されて茫然自失の状況のなか、当然秋には代金が払えないだろう、収入がないなかで大変だと思い悩んでいたら、JAから「予約で配達したものは代金決済を免除します」と通知を受けたとのこと。これは全農の支援を活用したJAの対策ですが、それによってこの農家は、全農なりJAグループの支援を心強く感じるとともに、JAグループの「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同の精神のすばらしさを感じたと述べておられます。このような組合員

の声は、JAの本来の存在意義を示しているのではないかと思います。

次に、最近TPPに対して大学教授の方々が書かれている本の中に、震災復興におけるJAの機能発揮を評価する内容が書かれていました。すなわち、「東日本大震災にあたっては、系統農協の強みが発揮された。全国連、県連、単協の縦の連携で、緊急物資支援、復興支援ボランティアの組織化、人材派遣、資材調達、JAグループ支援金、東電補償支援等がなされた。全農が協力した新たな県産品の開発や県間協同への取組み」が、JAグループの特色ある支援と書かれています。それから「被災地を回っていると、総合農協だからこそ、津波等の試練に耐えられたことが実感される。あの支店壊滅的な大被害にもかかわらず、農業関連事業及び経営全体の経常収支を黒字化している農協もある。」(田代洋一、池上甲一、小田切徳美著『ポストTPP農政』より)という評価も書かれていました。

今回の大震災において、工業製品では原料がないとか部品が調達できないということで製造をストップした例がありますけれども、食料供給については、JAグループ・組織の連携でストップすることはなかったのです。被災地域の一部店頭からパニックでお米がなくなるということはありませんでしたが、一過性で済みました。被災地域への継続的な食料供給は、JAグループがあったからこそできたのではないかと私は思っています。

こういった取組みについては、多くのマ

スコミでは報道されず、取り上げられていないのが実態だと思います。JAグループは、自ら宣伝するのが下手だという見方もあり、ちょっと残念な思いがします。

## おわりに

現在、農業就業者の高齢化、耕作放棄地拡大など、日本の食料供給について危惧されています。それに対しJAグループが主体的にどう取り組むのかということも、明確には見えてきていないのではないかと思います。実践を通じて、地域の農業者なり生活者に、どれだけ存在感を示せるのかということがJAの課題だと思います。地域に住む人たちと信頼関係を築き続ければ、地域におけるイメージアップになるし、国民全体のイメージアップにつながっていくと思います。

JAグループは、もう一度原点に帰って組合員なり生産者とのコミュニケーションに取り組んでいくべきだと思います。全農が推奨しているTAC活動などに、地道に、スピード感を持って取り組んでいくことが必要だと思います。

そういった意味で、農林中金仙台支店や中央会と、「担い手サポートセンター」をつくろうと、いろいろ取り組んできたことは間違いではないと思いますし、それをさらに強化していくことが今後とも必要だと思っています。

長時間にわたり、私の個人的な主観もかなり入った話で、参考になったかどうかはわ

かりませんけれども、最後までご清聴いただきまして、大変ありがとうございました。

(ちば かずのり)

千葉前本部長、大変ありがとうございました。

本日はお忙しいなか、全農宮城県本部の菊地本部長にご同席をいただいております。菊地本部長からコメントをいただければ幸いです。よろしく願います。

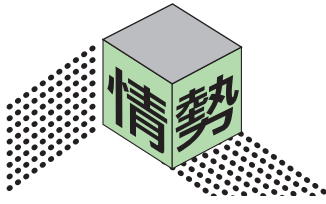
### (菊地本部長)

東日本大震災発生後、対策本部をつくり、現地に赴き、現地の方々の声をできるだけ反映して1日でも早い営農再開を、との思いで歩みを進めてきました。

その間に、JAグループ全体から、ご支援をずっと継続していただいております、本当にありがたいと思います。先ほども説明のなかにもありましたけれども、まさにその「絆」というようなことを強く感じた次第であります。

私が申しあげたいのは、震災が発生して4年目になりますけれども、厳しい状況のなかでも、まだまだ営農再開の希望を捨てていない方がいらっしゃいますし、震災からの復興ということが、依然として私たちとしての大きなミッションであり、それを乗り越えて次の時代をつくっていくためのJAグループだと思います。

震災を経て、JAグループがまとまって、その輪が広がってきたということで、ピンチをチャンスに変えてさらに邁進していきたいと思っています。



# 再生可能エネルギー固定価格買取制度の 運用状況と課題

— 3年度目の改正点と今後の論点 —

研究員 寺林暁良

## はじめに

2012年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）」に基づいて導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、14年4月に3年度目を迎えた。同制度は、再生可能エネルギーをめぐる様々な状況を踏まえて順応的に見直しが行われることを前提とした制度であるため、その情勢を常に把握しておくことが重要である。

本稿では、14年度を迎えるにあたって行われた同制度の主な改正点（3点）を整理し、それを踏まえて今後の改正に向けた課題と論点を提示する。

**（注1）** 固定価格買取制度の改正について、特に断りのない記述は、経済産業省告示及び調達価格等算定委員会「調達価格及び調達期間に関する意見」に基づいている。

## 1 2014年度の改正の概要

### （1）太陽光の買取価格の改定

14年度の改正の1点目は、太陽光発電による電力買取価格の改定である。太陽光<sup>（注2）</sup>10kW未満は前年度の1kWh当たり38円から37円へ、10kW以上は同じく税抜36円から32円へと、それぞれ2年連続で引き下げられた（第1表）。

これは、太陽光発電設備の導入が順調に

第1表 再生可能エネルギーの買取価格

		買取価格 (円/kWh<税抜>)			IRR (税前) (%)	調達 期間 (年)
		12年度	13	14		
太陽光	10kW未満	42	38	37	3.2 6	10 20
	10kW以上	40	36	32		
風力	陸上20kW未満	55	55	55	1.8 8 10	20 20 20
	陸上20kW以上	22	22	22		
	洋上	-	-	36		
既設導水路 活用中小水 力	200kW未満	-	-	25	7 7 7	20 20 20
	200kW以上1MW未満	-	-	21		
	1MW以上30MW未満	-	-	14		
新設中小水 力	200kW未満	34	34	34	7 7 7	20 20 20
	200kW以上1MW未満	29	29	29		
	1MW以上30MW未満	24	24	24		
地熱	15MW未満	40	40	40	13 13	15 15
	15MW以上	26	26	26		
バイオマス	メタン発酵ガス化	39	39	39	1 8 4 4 4	20 20 20 20 20
	未利用木材燃焼	32	32	32		
	一般木材等燃焼	24	24	24		
	リサイクル木材燃焼	13	13	13		
	廃棄物燃焼	17	17	17		

資料 経済産業省告示及び調達価格等算定委員会「調達価格及び調達期間に関する意見」

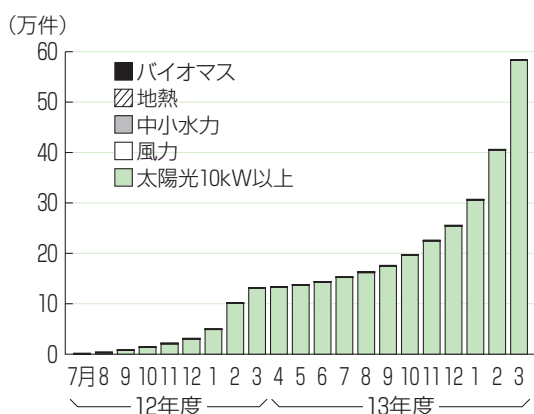
（注） 太陽光10kW未満は自家消費電力の余剰分、それ以外は全量の買取価格。



進み、システムの導入コストが低下したことを反映したものである。資源エネルギー庁が毎月公表する「再エネ設備認定状況」によると、固定価格買取制度の始まった12年7月から14年3月末までの太陽光10kW以上の認定件数は、58万3,224件（第1図）、出力（設備容量）は、6,303万7,677kWに上っている（第2図）。

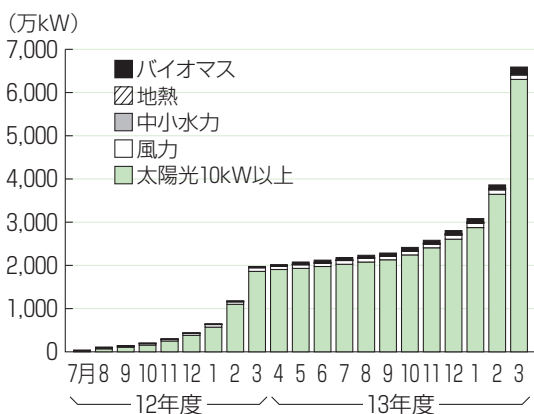
こうしたなかで、太陽光発電システムの構成要素の一つである太陽電池の国内企業物価指数（2010年=100）は、14年4月には

第1図 再生可能エネルギーの認定件数の推移



資料 資源エネルギー庁「再エネ設備認定状況」  
 (注) 「太陽光10kW以上」以外の再生可能エネルギーは相対的に件数が少ないため、グラフ上に表れない。

第2図 再生可能エネルギーの認定出力の推移



資料 第1図に同じ

69.7と13年4月の72.5から2.8ポイント低下している。

このため、買取価格は低下した一方で、投資によって期待できる利回りを示す内部収益率(IRR)は、太陽光10kW未満が3.2%、10kW以上が6%と、前々年度、前年度から変わっていない。再生可能エネルギー特別措置法では、固定価格買取制度導入時から3年間は事業者の利潤に特に配慮した買取価格を設定するとされているが、14年度の買取価格もこの方針に沿った水準が維持されたことになる。

一方、太陽光以外の買取価格については、導入件数が少なく、発電コストの低下を実証的に示すことができないことから、前年度から据え置きとなった。

(注2) 太陽光10kW未満は主に個人住宅用であり、発電した電気を自家消費した後の余剰分が買取対象となる。その他の種類については、発電した電気の全量が買取対象である。

(注3) 太陽光10kW以上の運転開始件数は12万469件(認定件数の20.7%)、出力は643万9,482kW(認定出力の10.2%)と、設備認定を受けた案件のうち運転開始済みが占める割合は、まだそれほど高くない。

## (2) 買取区分の新設

改正の2点目は、買取区分に洋上風力と既設導水路活用中小水力が新設されたことである(前掲第1表)。

経済産業省の定義によると、洋上風力とは、「建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とする」風力発電設備である。洋上風力の建設は、陸上風力に比べてコストがかかるほか、導入実績が少ないために事業リスクも高いことか

ら、買取価格は陸上風力よりも高い1kW当たり36円、IRRも10%に設定されている。洋上風力は、福島県や茨城県、長崎県などの日本各地で実証実験や導入計画が進められつつあるが、買取区分設定によってこれらの事業化を後押しすることになる。

また、既設導水路活用中小水力という区分も新設された。中小水力発電設備は、水車や発電機、変電設備などの電気設備と、導水路をはじめとする土木設備から構成されている。電気設備は20年程度で改修や交換が必要になることが多いが、土木設備は100年程度利用が可能な場合もある。

既設導水路活用中小水力は、こうした耐用年数の違いを踏まえて設定された買取区分で、既存の土木設備を活用して電気設備の更新を行う場合に適用される。これまで一部の中小水力設備の改修で買取価格が適用されるかどうかといった問題が生じていたが、この買取区分の新設によって、こうした問題の解決が期待される。

### (3) 太陽光の設備認定運用の変更

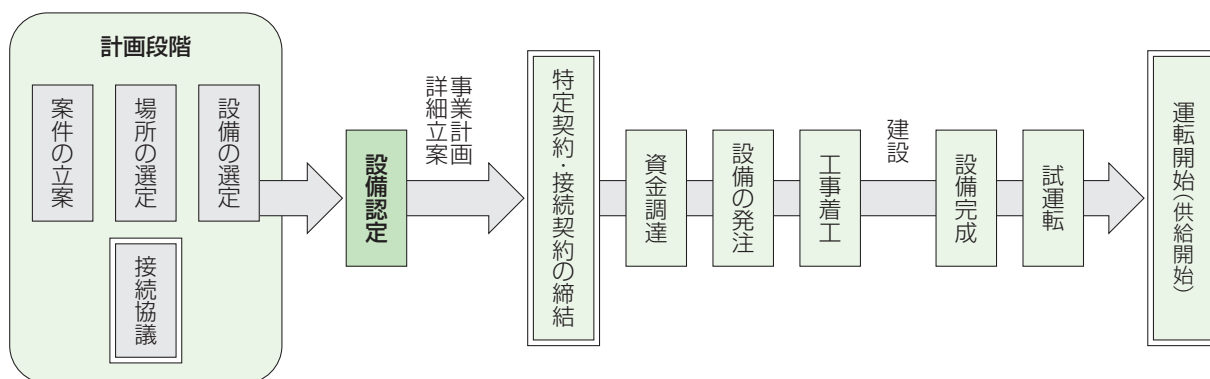
3点目として、50kW以上の太陽光発電設備の設備認定運用が変更されたことである。具体的には、設備認定時に登記簿謄本や発注書等の提出が義務付けられ、認定後180日を過ぎても場所や設備の確保が確認できない場合には設備認定が失効するという、いわゆる「180日ルール」が定められた。

これは、認定済み案件の中に事業の実現性が低い案件、あるいは意図的に設備着工を行わない案件が見られることへの対応である。設備認定は事業開始までの工程の初期の段階で受ける場合がほとんどである(第3図)。

買取価格は設備認定を受けた年度のもの適用されるため、設備認定を受けてから着工を遅らせることで、高い買取価格が認定されたまま設備導入コストの低下を待つ、といったことが可能であった。この運用変更によって、こうした案件が事実上規制されることになったのである。

また、電気事業法によって50kW以上の

第3図 再生可能エネルギー事業の運転開始までの工程



出典 資源エネルギー庁「特定契約・接続契約モデル契約書の概要」を基に作成

発電設備に課される設備維持管理義務や保安確保義務、電気主任技術者選任義務などを意図的に回避するために、太陽光設備を50kW未満の小規模複数設備として申請することも原則認められなくなった。

## 2 改正をめぐる課題と論点

次に、これらの改正を踏まえて、今後の固定価格買取制度の課題と論点をまとめていきたい。

### (1) 買取価格の運用について

#### a 太陽光発電の価格改定方法の見直し

まずは1点目の買取価格改定に関する課題であるが、太陽光発電については運用方法の見直しが必要だと思われる。

前掲第1, 2図をみると、12, 13年度ともに年度末に太陽光の件数及び出力が大きく増加していることが分かる。特に14年3月は、太陽光10kW以上（1MW以上を含む）の認定件数は、約18万件（前月比44%）、出力（設備容量）が、2,600万kW（同73%）と、前月から極端に増加している。

これは、買取価格改定前の年度末に駆け込み申請が行われるためである。現行制度では設備認定時点の買取価格が適用されるが、次年度の買取価格は改定直前の3月下旬まで公表されない上に、改定間隔が1年ごとと長いので、買取価格の改定幅も大きくなりがちである。そのため、事業者にとって価格改定のリスクが大きく、年度内に認定を得ようとするインセンティブが強

働くのである。

このように駆け込み申請によって年度内の認定件数が大きく変化する状況では、①認定件数や認定容量のトレンドを適切に把握することが難しくなる、②工期が一定期間に集中しがちになるなど、制度の適切な運用や事業化プロセスに様々な問題が生じることになりかねない。

固定価格買取制度を2000年に導入したドイツでは、太陽光の買取価格が12年までは半年ごと、その後は毎月改定されている。買取価格については半年先まで見通しが公表されており、国内の設備導入実績に応じて3パターンの見通しの中から買取価格が決まるという仕組みも導入されている。

日本でも太陽光の買取価格について、①買取価格改定の頻度を増やすことで価格改定幅を小さくし、同時に駆け込み申請発生による弊害を防止する、②事業計画の立てやすさに配慮し、改定後の価格を前もって提示する、などの運用見直しが必要ではないかと思われる。

#### b 固定価格買取制度の持続性保証

一方、太陽光発電以外の再生可能エネルギーを含めて考えると、固定価格買取制度自体の持続性を示すことも重要だと思われる。

もう一度第1, 2図をみると、全量買取対象の設備認定件数の99.9%以上、認定出力の95.6%を太陽光が占めており、風力は116件（104万495kW）、中小水力は173件（29万7,690kW）、地熱は15件（1万3,591kW）、バ

バイオマスは136件(156万4,530kW)にとどまっている。

これは、太陽光以外の設備については、事業性調査や環境影響調査、社会的な合意形成などに比較的長い期間が必要なためであり、現状の認定案件についても、既存設備や制度導入以前から準備していたものが認定されたケースが多いとみられている。

再生可能エネルギー事業は、十分な事業計画を立て、立地地域で協議を行いながら、比較的長い期間をかけて事業化していくプロセスが重要である。14年5月には「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)」が施行され、各市町村が「地域協議会」を設立して地域で事業計画立案や利害調整を行う体制も整いつつある。遊休農地での太陽光事業を含め、こうした協議会での熟議が今後一層重要になると思われる。

比較的長い準備期間を要する再生可能エネルギー事業にとっては、固定価格買取制度の持続性自体がリスクとして捉えられうる。もちろん早期の事業化を推進することも重要であるが、再生可能エネルギー事業化に向けた見通しが立てられるよう、一定期間は固定価格買取制度自体の持続性を保証することが必要だろう。

## (2) 買取区分の規模別細分化

2点目の買取区分については、設備の規模による細分化を求める声が強。現行の買取区分では、太陽光は10kW以上で、

風力は20kW以上で、バイオマスは規模に関係なく買取価格が同一となっている。

しかし、それぞれの買取区分の中でも、小規模な発電設備と大規模な発電設備とでコスト構造に差があることは明白である。規模の違いによる発電コストの差が是正されなければ、結果として相対的に採算ベースに乗りやすい大規模事業が優遇されることになりかねない。

むしろ、再生可能エネルギーは、リスク分散による安定供給の確保、あるいは地域活性化という観点からも小規模分散型で推進することが望まれている(寺西・石田・山下編(2013))。地域での小規模な再生可能エネルギー導入に対する公平性を保証するためにも、コスト構造の差を踏まえた規模別の買取区分設定をさらに細かく行う必要があるだろう。

また、太陽光の場合には屋根置き型と地上設置型での買取区分、バイオマスについては熱利用を並行して行う設備への買取区分設定なども求められている。

## (3) 電力会社への買取義務の徹底

3点目に関連して、先述の「180日ルール」は、設備認定からスムーズな事業化を促すためにも重要だと思われる。一方で、こうしたルールを導入するのであれば、適切な手続を経た事業については、確実に事業化を遂行することができる体制を整えることが重要である。

現在、再生可能エネルギー事業者にとって大きな課題となっているのが、電力会社



との接続契約である。再生可能エネルギー特別措置法によると、電気事業者（電力会社）には、原則的に特定供給者（再生可能エネルギー発電事業者）による系統接続申請を受け入れる義務があるとされているが、実際には電力会社が接続可能な電力量に限界があるとして、接続を拒否する事例がみられる。<sup>(注4)</sup>このため、設備認定を得たとしても系統連系が行えずに事業を断念せざるを得なくなるケースが発生しているのである。

政府は、電力システム改革を推進するため、今年6月に改正電気事業法を成立させたが、同法には安定供給を確保するために送配電網の建設・保守を義務付けることも盛り込まれている。同法のもとで送配電網の強化を早急に進め、それと並行して再生可能エネルギー電気の接続義務を徹底することが重要だと思われる。

また、同時に政府や電力会社が地域の認定状況や系統連系の状況などに関する情報公開を一層進めることも重要である。

**(注4)** この接続義務は、①特定供給者（事業者）が接続に必要な費用であって経済産業省令で定めるものを負担しないとき、②電気事業者（電力会社）による電気の円滑な供給の確保に支障

が生ずるおそれがあるとき、③それ以外に経済産業省例で定める正当な理由があるとき、には免除されるとされている。

## おわりに

本稿では、14年度の固定価格買取制度の改正についての情勢を整理するとともに、それに関する論点や課題を示した。

もちろん、同制度の課題は本稿で挙げた点だけではないし、再生可能エネルギーの種類ごと、地域ごと、個別事例ごとにも、同制度の見直しだけでは対処できない様々な課題が存在する。

今後も状況を踏まえて固定価格買取制度の改正を適時行うとともに、同制度以外の政策手段も並行して用いることによって、再生可能エネルギーの持続的な普及を支援していくことが求められる。

### <参考文献>

- ・寺西俊一・石田信隆・山下英俊編（2013）『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換——再生可能エネルギーと地域の自立』家の光協会

（てらばやし あきら）



# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(56)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(57)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(58)

〈特別掲載 (2014年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(59)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(60)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(61)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (3233) 7745  
FAX 03 (3233) 7794

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2009. 5	37,610,850	5,316,583	23,849,286	3,607,251	45,111,723	8,910,900	9,146,845	66,776,719
2010. 5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680
2011. 5	41,220,697	5,356,776	21,104,982	3,002,372	42,738,946	13,297,434	8,643,703	67,682,455
2012. 5	43,003,367	5,036,356	21,048,742	339,895	45,824,855	15,165,418	7,758,297	69,088,465
2013. 5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
2013. 12	49,434,382	4,175,235	27,597,120	5,471,704	52,584,827	16,608,334	6,541,872	81,206,737
2014. 1	48,848,635	4,126,079	25,360,648	5,963,766	50,289,756	16,322,488	5,759,352	78,335,362
2	48,933,574	4,081,964	24,845,938	5,893,923	49,726,762	16,583,741	5,657,050	77,861,476
3	49,489,134	4,037,577	26,824,774	4,772,333	52,900,735	16,676,792	6,001,625	80,351,485
4	49,644,538	4,002,760	24,698,652	5,972,253	50,652,185	16,482,784	5,238,728	78,345,950
5	49,987,138	3,968,643	24,585,188	7,281,816	49,732,035	16,450,589	5,076,529	78,540,969

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2014年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	42,644,936	-	485,785	132	156,445	-	43,287,298
水産団体	1,429,016	-	95,198	1	10,714	-	1,534,930
森林団体	1,589	-	6,084	29	107	-	7,809
その他会員	2,357	-	3,136	18	-	-	5,510
会員計	44,077,898	-	590,204	180	167,266	-	44,835,548
会員以外の者計	225,185	54,962	384,111	88,909	4,377,221	21,204	5,151,591
合計	44,303,083	54,962	974,314	89,089	4,544,487	21,204	49,987,139

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 351,412百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2014年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	53,411	84,707	96,652	-	234,770
	開拓団体	46	13	-	-	59
	水産団体	6,041	4,710	6,703	20	17,475
	森林団体	1,753	5,137	1,356	28	8,274
	その他会員	167	661	20	-	848
	会員小計	61,419	95,227	104,732	48	261,426
	その他系統団体等小計	60,219	19,590	38,670	-	118,479
計	121,638	114,817	143,402	48	379,905	
関連産業	2,395,807	53,205	998,827	3,743	3,451,582	
その他	12,470,768	5,285	143,048	-	12,619,102	
合計	14,988,213	173,307	1,285,277	3,791	16,450,589	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 12	6,539,006	42,895,376	49,434,382	-	4,175,235
2014. 1	5,883,278	42,965,357	48,848,635	-	4,126,079
2	5,602,284	43,331,290	48,933,574	-	4,081,964
3	5,931,458	43,557,676	49,489,134	22,000	4,037,577
4	5,763,192	43,881,346	49,644,538	100	4,002,760
5	5,667,147	44,319,991	49,987,138	-	3,968,643
2013. 5	7,372,917	40,677,179	48,050,096	1,000	4,507,337

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2013. 12	57,247	5,414,457	52,584,827	13,501,044	3,087	-	160,448
2014. 1	54,770	5,908,995	50,289,756	13,506,053	6,073	-	168,947
2	79,296	5,814,627	49,726,762	13,506,053	6,146	-	172,327
3	100,638	4,671,694	52,900,735	14,051,062	6,082	-	169,329
4	58,496	5,913,757	50,652,185	13,892,443	7,115	-	171,671
5	48,556	7,233,259	49,732,035	13,936,169	6,102	-	173,307
2013. 5	86,178	4,765,582	50,160,446	13,318,286	104	-	154,936

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2013. 12	56,409,323	54,739,599	1,056,175	947,176	1,744,961	
2014. 1	55,924,836	54,590,284	1,066,343	947,178	1,745,130	
2	55,993,600	54,610,293	1,065,953	947,176	1,745,816	
3	55,608,540	54,317,118	1,018,576	908,044	1,771,510	
4	56,097,388	54,819,721	1,032,040	908,044	1,771,522	
5	56,091,158	54,978,538	1,098,226	908,044	1,771,521	
2013. 5	55,512,795	54,237,243	1,037,491	953,923	1,798,535	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2013. 11	28,876,091	62,746,344	91,622,435	533,321	356,266
12	29,234,187	63,362,206	92,596,393	507,850	336,664
2014. 1	28,698,733	63,309,231	92,007,964	521,737	351,234
2	29,169,097	62,916,495	92,085,592	514,462	345,441
3	29,166,771	62,341,115	91,507,886	525,493	346,559
4	29,458,454	62,412,628	91,871,082	538,524	362,021
2013. 4	28,608,362	61,447,955	90,056,317	567,601	387,302

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
537,108	5,026,966	3,425,909	18,607,137	81,206,737
677,057	4,382,346	3,425,909	16,875,336	78,335,362
647,039	4,087,487	3,425,909	16,685,503	77,861,476
485,290	2,950,795	3,425,909	19,940,780	80,351,485
596,255	3,437,058	3,425,909	17,239,330	78,345,950
631,166	3,174,389	3,425,909	17,353,724	78,540,969
769,923	4,012,559	3,425,909	19,130,306	79,897,130

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,064,488	1,379,340	4,056	16,608,334	875,797	5,662,988	81,206,737
14,803,541	1,346,714	3,284	16,322,488	665,197	5,088,083	78,335,362
15,060,300	1,348,190	2,921	16,583,741	923,493	4,727,411	77,861,476
15,100,028	1,402,833	4,601	16,676,792	520,849	5,474,695	80,351,485
15,031,015	1,276,314	3,782	16,482,784	551,925	4,679,688	78,345,950
14,988,213	1,285,276	3,791	16,450,589	565,187	4,505,241	78,540,969
15,144,149	1,302,798	4,514	16,606,399	620,000	7,658,421	79,897,130

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
89,347	34,928,907	34,853,726	15,000	436,657	17,319,819	6,898,911	1,572,297
60,299	34,543,398	34,468,077	16,000	430,869	17,585,015	6,843,221	1,562,705
56,377	34,615,080	34,537,994	9,000	419,086	17,703,334	6,815,214	1,565,439
69,143	33,923,498	33,830,108	50,000	428,656	18,840,510	6,863,448	1,589,823
66,204	34,529,053	34,452,368	10,000	461,548	17,379,941	6,737,709	1,563,358
57,851	34,693,643	34,617,249	2,000	471,505	17,279,908	6,743,737	1,548,345
59,106	34,105,206	34,024,966	-	442,697	17,175,212	6,795,898	1,530,863

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
402,129	64,606,909	64,338,323	4,540,907	1,717,836	23,069,305	206,993	706	
475,146	65,649,664	65,367,898	4,575,325	1,774,430	22,958,705	195,536	706	
405,526	65,057,274	64,787,015	4,502,062	1,727,177	22,913,690	196,007	706	
384,198	65,255,685	64,995,591	4,484,948	1,739,198	22,930,192	194,440	705	
385,055	64,950,527	64,663,698	4,499,199	1,804,734	22,934,961	195,949	704	
412,944	65,355,281	65,075,361	4,492,160	1,804,739	22,862,424	205,500	702	
410,451	63,181,457	62,929,868	4,657,488	1,686,697	23,001,426	207,075	706	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2014. 2	2,182,955	1,505,766	9,521	55,796	13,979	1,567,376	1,545,187	111,942	533,089	
3	2,155,354	1,448,844	9,087	55,883	15,523	1,548,152	1,519,448	112,474	528,679	
4	2,134,046	1,463,516	9,526	55,904	14,731	1,530,999	1,506,508	110,233	527,719	
5	2,167,228	1,499,247	9,526	55,907	14,777	1,566,920	1,543,746	109,283	532,725	
2013. 5	2,084,665	1,425,551	10,037	55,648	13,661	1,446,088	1,427,948	124,348	549,607	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2013. 12	881,087	499,807	113,962	86,999	118,080	6,569	850,002	840,192	639	203,485	10,867	128
2014. 1	857,828	494,547	112,788	86,789	118,046	6,927	829,463	821,531	566	202,572	10,841	128
2	857,863	489,876	112,117	86,420	118,094	6,300	827,517	819,243	400	202,403	10,859	128
3	859,606	487,584	111,951	88,191	116,889	6,029	835,361	826,773	400	199,293	10,809	127
2013. 3	885,032	520,185	125,525	97,440	118,374	6,915	851,610	839,042	1,536	213,665	12,171	137

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
	-----								
	2013. 5	898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571	
	6	912,290	565,798	2,856,093	2,305,310	606,945	1,273,931	185,841	
	7	911,507	552,462	2,820,634	2,280,308	602,013	1,268,197	185,266	
	8	915,953	555,325	2,801,076	2,291,522	605,240	1,273,901	186,258	
	9	911,489	552,724	2,858,995	2,298,025	608,561	1,278,023	187,002	
	10	915,297	555,567	2,817,089	2,279,349	605,292	1,276,569	186,651	
	11	916,224	556,573	2,837,682	2,295,494	608,061	1,276,149	186,564	
	12	925,964	564,093	2,848,588	2,324,220	616,676	1,291,364	188,596	
	2014. 1	920,080	559,248	2,856,167	2,298,510	607,835	1,278,479	187,253	
	2	920,856	559,936	2,855,414	2,304,572	609,892	1,283,705	187,510	
	3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	P 186,678	
4	918,711	560,974	2,924,575	2,361,429	616,587	1,295,628	P 188,543		
5 P	918,808	560,912	2,918,207	2,354,625	616,951	1,291,995	P 188,115		
-----									
前年同月比増減率	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8	
	-----								
	2013. 5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6	
	6	1.7	2.7	4.7	4.1	1.3	2.1	2.6	
	7	1.8	0.1	4.0	4.3	1.5	2.2	2.6	
	8	2.0	0.6	4.1	4.6	2.0	2.3	2.7	
	9	1.8	0.7	4.3	3.9	2.4	2.2	2.4	
	10	1.9	0.6	4.1	3.9	2.9	2.4	2.6	
	11	2.1	0.7	4.1	4.4	3.3	2.6	2.7	
	12	1.9	0.5	3.9	4.2	3.0	2.5	2.5	
	2014. 1	2.0	0.6	4.1	3.8	2.9	2.5	2.4	
	2	2.0	0.5	3.7	3.5	2.8	2.4	2.2	
	3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	P 2.2	
4	2.0	0.4	2.8	3.6	2.7	2.6	P 2.3		
5 P	2.2	1.0	1.6	3.6	3.2	2.7	P 2.5		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151		
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761		
	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740		
	<hr/>									
	高	2013. 5	215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923	
		6	215,366	52,544	1,767,866	1,659,257	443,787	631,591	95,149	
		7	215,797	52,359	1,769,637	1,661,962	442,831	630,823	95,291	
		8	215,826	52,881	1,771,607	1,668,866	443,293	632,872	95,460	
		9	214,815	52,478	1,785,374	1,681,134	449,209	636,974	96,105	
		10	214,558	53,639	1,768,498	1,675,044	445,206	634,327	95,990	
		11	214,480	53,303	1,781,751	1,684,963	447,319	636,914	96,303	
		12	213,468	53,266	1,800,227	1,702,555	452,818	643,203	96,985	
		2014. 1	213,010	52,805	1,795,378	1,694,713	448,683	637,461	96,615	
		2	213,199	52,498	1,791,356	1,698,445	449,160	637,361	99,674	
3		213,500	52,736	1,812,210	1,716,129	457,693	644,792	P 97,978		
4		212,619	51,743	1,791,155	1,704,089	451,656	639,727	P 97,108		
5		P 213,725	51,954	1,783,978	1,717,197	453,225	642,409	P 97,260		
前		2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6		
	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0		
同	<hr/>									
	月	2013. 5	△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1	
		6	△1.4	△0.2	2.9	3.3	0.7	0.2	1.2	
		7	△1.3	△0.9	3.5	3.5	0.8	0.4	1.4	
		8	△1.2	0.8	4.6	3.5	1.0	0.7	1.5	
		9	△1.3	△1.7	3.8	2.8	1.7	0.3	1.2	
		10	△1.0	△2.4	3.6	3.2	2.1	0.9	1.6	
		11	△0.8	△2.1	4.2	3.7	2.4	1.2	1.8	
		12	△0.9	△2.0	4.0	3.4	2.1	1.3	1.8	
		減	2014. 1	△0.9	△2.5	3.9	3.4	2.3	1.5	1.9
			2	△0.8	△2.4	2.7	3.5	2.4	1.6	5.1
			3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	P 2.3
			4	△0.7	△2.3	2.5	3.5	2.4	1.7	P 2.5
			5	P △0.7	△1.3	2.4	3.9	2.8	2.2	P 2.5

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。



# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2014年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,487,052	95,879	1,414,259	1,403,278	744,880	555,416
北岩	741,367	19,464	499,099	498,966	160,148	160,956
茨城	1,260,883	25,381	736,477	735,914	399,176	188,271
埼玉	2,793,434	111,612	1,961,372	1,959,970	710,103	225,533
東京	2,344,344	66,458	1,286,683	1,286,659	967,338	218,127
神奈川県	3,855,668	95,596	2,668,029	2,667,678	1,259,807	308,307
山梨	409,441	15,673	282,552	281,729	70,459	71,511
長野	2,325,314	42,810	1,064,102	1,063,868	1,031,777	349,052
新潟	1,453,911	36,296	820,713	820,705	508,002	209,109
石川	780,311	17,468	461,465	458,440	220,376	127,499
福井	615,241	17,023	353,859	352,481	220,886	76,120
岐阜	2,190,006	70,118	1,630,687	1,630,576	453,341	199,224
静岡県	3,373,544	111,303	1,986,532	1,986,339	1,216,671	361,803
愛知	5,930,006	154,402	3,029,876	3,029,876	2,498,916	586,133
三重	1,611,970	39,124	984,674	982,059	516,538	190,708
滋賀	1,097,937	24,697	873,158	820,993	264,998	85,554
京都	983,015	32,681	639,274	638,965	270,085	79,130
大阪	3,767,330	130,915	2,617,402	2,617,377	1,282,443	676,544
兵庫	4,315,139	119,524	2,181,296	2,180,849	1,888,443	979,155
和歌山	1,202,105	47,829	793,475	792,460	311,054	130,712
鳥取	320,094	7,933	216,222	215,105	91,763	24,775
島根	571,522	16,313	411,716	411,595	156,462	38,247
広島	1,852,172	80,200	1,277,565	1,277,223	618,733	72,801
山口	886,394	35,542	604,868	604,828	222,545	100,492
徳島	669,721	32,546	434,786	434,646	234,590	24,865
香川	1,453,841	23,095	706,784	706,581	764,127	48,515
愛媛	1,312,337	43,011	909,144	902,816	378,134	93,230
高知	747,931	19,871	396,032	396,028	244,777	81,701
福岡	1,701,561	25,093	1,051,423	1,051,033	532,043	182,680
佐賀	631,587	28,133	379,476	379,202	157,348	121,617
大分	448,976	15,600	277,395	277,314	135,782	56,717
宮崎	547,853	17,664	318,100	318,023	150,882	103,577
鹿児島	926,533	29,912	655,003	646,532	157,883	135,367
<b>合計</b>	<b>55,608,540</b>	<b>1,649,166</b>	<b>33,923,498</b>	<b>33,830,108</b>	<b>18,840,510</b>	<b>6,863,448</b>
一連合会当たり平均	1,685,107	49,975	1,027,985	1,025,155	570,925	207,983

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2014年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,105,616)	(149,332)	(2,314,499)	(2,300,551)	(18,734)	(902,727)	(110)
青森	478,060	5,932	289,203	288,466	5,677	148,362	10
岩手	1,010,895	16,198	710,263	702,872	61,164	236,848	8
宮城	1,234,794	19,314	832,401	828,897	79,707	337,679	14
秋田	760,985	13,201	438,854	435,219	42,892	216,932	15
山形	937,665	8,257	539,603	534,249	51,528	298,646	17
福島	1,677,755	19,121	1,261,691	1,259,365	76,117	357,159	17
(東北計)	(6,100,154)	(82,023)	(4,072,015)	(4,049,068)	(317,085)	(1,595,626)	(81)
茨城	1,599,279	19,981	1,213,010	1,202,736	80,830	311,499	26
栃木	1,563,948	11,865	1,123,279	1,119,983	112,814	315,661	10
群馬	1,435,981	3,661	1,089,865	1,087,037	53,138	271,015	15
(北関東計)	(4,599,208)	(35,507)	(3,426,154)	(3,409,756)	(246,782)	(898,175)	(51)
埼玉	3,936,963	10,120	2,680,625	2,680,440	236,286	1,102,802	21
千葉	2,370,001	10,862	1,494,088	1,492,856	164,858	726,875	21
東京	3,511,916	2,865	2,327,553	2,315,400	132,520	1,204,587	15
神奈川	5,905,354	2,148	3,806,205	3,794,565	382,345	1,934,360	14
(南関東計)	(15,724,234)	(25,995)	(10,308,471)	(10,283,261)	(916,009)	(4,968,624)	(71)
山梨	610,158	1,995	391,030	387,244	43,340	168,018	11
長野	2,879,695	11,884	2,134,727	2,126,342	46,014	737,248	20
(東山計)	(3,489,853)	(13,879)	(2,525,757)	(2,513,586)	(89,354)	(905,266)	(31)
新潟	2,119,374	20,905	1,399,539	1,398,429	169,023	590,437	25
富山	1,302,690	2,800	990,330	989,421	73,556	228,696	17
石川	1,133,392	2,540	767,397	761,548	55,878	355,699	17
福井	834,520	1,380	592,443	592,330	40,545	205,533	12
(北陸計)	(5,389,976)	(27,625)	(3,749,709)	(3,741,728)	(339,002)	(1,380,365)	(71)
岐阜	2,917,275	3,200	2,133,147	2,130,895	197,227	638,078	7
静岡	4,848,920	15,034	3,323,835	3,312,595	314,166	1,340,058	18
愛知	7,606,398	19,581	5,834,772	5,831,225	442,421	1,662,378	20
三重	2,192,406	3,740	1,589,606	1,574,474	188,470	435,979	12
(東海計)	(17,564,999)	(41,555)	(12,881,360)	(12,849,189)	(1,142,284)	(4,076,493)	(57)
滋賀	1,454,028	3,398	1,076,158	1,075,339	122,031	277,635	16
京都	1,229,559	2,990	947,919	941,350	77,539	227,482	5
大阪	4,454,839	18,101	3,555,844	3,513,572	165,023	734,774	14
兵庫	5,222,415	7,517	3,978,299	3,977,254	114,684	1,179,647	14
奈良	1,358,939	2,698	966,073	930,862	106,005	285,771	1
和歌山	1,519,090	2,383	1,135,546	1,135,414	78,758	258,835	10
(近畿計)	(15,238,870)	(37,087)	(11,659,839)	(11,573,791)	(664,040)	(2,964,144)	(60)
鳥取	490,912	7,869	314,866	310,281	28,607	119,837	3
島根	896,724	11,525	544,266	542,738	36,172	308,565	11
(山陰計)	(1,387,636)	(19,394)	(859,132)	(853,019)	(64,779)	(428,402)	(14)
岡山	1,691,348	12,840	1,148,934	1,146,277	67,363	462,579	9
広島	2,525,933	2,769	1,824,756	1,824,642	61,979	622,645	13
山口	1,214,171	1,788	862,474	854,529	70,911	276,001	12
(山陽計)	(5,431,452)	(17,397)	(3,836,164)	(3,825,448)	(200,253)	(1,361,225)	(34)
徳島	807,889	1,870	650,331	647,396	21,947	121,050	16
香川	1,588,973	4,036	1,444,711	1,444,274	0	163,402	1
愛媛	1,712,580	2,800	1,281,858	1,281,626	97,155	314,837	12
高知	875,287	2,076	676,609	674,093	42,843	156,100	15
(四国計)	(4,984,729)	(10,782)	(4,053,509)	(4,047,389)	(161,945)	(755,389)	(44)
福岡	2,615,593	5,586	1,684,634	1,675,353	86,207	895,234	20
佐賀	861,174	11,634	545,663	543,812	47,029	228,888	4
長崎	649,489	3,705	423,127	416,237	13,284	177,344	7
熊本	961,080	9,344	536,233	528,757	72,775	305,571	14
大分	649,559	7,821	416,482	414,770	24,580	198,799	6
(北九州計)	(5,736,895)	(38,090)	(3,606,139)	(3,578,929)	(243,875)	(1,805,836)	(51)
宮崎	747,347	15,315	477,590	475,475	38,844	220,060	13
鹿児島	1,230,790	6,818	801,110	797,897	3,864	374,797	15
(南九州計)	(1,978,137)	(22,133)	(1,278,700)	(1,273,372)	(42,708)	(594,857)	(28)
(沖縄)	(776,127)	(4,694)	(379,079)	(364,611)	(52,349)	(297,832)	(1)
<b>合計</b>	<b>91,507,886</b>	<b>525,493</b>	<b>64,950,527</b>	<b>64,663,698</b>	<b>4,499,199</b>	<b>22,934,961</b>	<b>704</b>
一組合当たり平均 (単位 千円)	129,982,793	746,439	92,259,271	91,851,844	6,390,908	32,578,070	-

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2014年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北	海	道	581,274	8,840	438,184	437,795	118,079
青		森	51,067	1,766	28,943	27,868	10,493
岩		手	156,500	3,029	125,801	122,137	32,247
福		島	20,000	877	17,163	16,981	2,686
茨		城	21,263	687	16,971	16,662	4,016
千		葉	64,627	2,313	47,392	43,884	10,857
東		京	6,252	143	4,748	4,743	809
神	奈	川	12,961	2,170	9,913	9,373	3,999
新		瀧	26,984	874	20,677	20,315	3,077
富		山	32,368	567	27,660	27,105	3,710
石		川	43,406	1,190	34,276	34,033	6,356
福		井	41,462	997	28,216	26,751	9,896
静		岡	98,706	6,826	66,900	65,685	33,339
愛		知	77,808	2,134	57,242	54,916	13,663
三		重	81,223	3,528	50,883	50,582	31,844
京		都	43,455	666	19,495	19,220	21,839
兵		庫	67,733	1,736	42,096	40,152	22,075
和	歌	山	42,072	1,006	30,834	29,980	6,780
鳥		取	21,970	806	16,456	16,034	5,323
広		島	77,192	920	45,969	45,631	24,119
徳		島	29,689	499	27,404	27,114	2,399
香		川	52,185	3,221	45,990	45,955	7,030
愛		媛	76,614	1,525	47,292	44,973	29,310
高		知	33,499	1,917	21,438	20,511	11,910
福		岡	43,534	659	35,219	34,868	5,548
佐		賀	95,548	1,222	64,148	63,580	28,528
長		崎	118,156	1,763	89,218	88,857	24,678
宮		崎	32,893	991	23,286	22,514	10,450
鹿	児	島	66,795	2,514	35,033	33,131	33,840
沖		縄	38,118	497	29,305	28,098	9,779
合	計		2,155,354	55,883	1,548,152	1,519,448	528,679

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2014年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	495,813	88,220	82,602	531,158	528,739	114,102	70
青 森	6,730	250	496	5,856	5,777	1,093	1
宮 城	94,147	490	10,756	76,287	75,258	26,002	1
山 形	5,020	0	699	4,247	4,135	615	1
福 島	9,335	42	1,009	9,630	8,550	32	2
愛 知	5,997	281	449	5,754	5,574	240	1
島 根	39,441	272	3,253	30,898	30,481	6,659	1
山 口	60,030	0	5,032	40,241	39,424	16,097	1
香 川	2,387	223	132	2,270	2,247	311	1
愛 媛	11,482	1,881	931	11,743	11,609	2,077	3
長 崎	74,897	13,758	5,830	75,890	75,384	13,115	33
熊 本	5,598	385	714	4,376	3,312	1,342	1
大 分	24,757	0	1,910	15,268	14,795	7,460	1
宮 崎	23,972	6,149	3,076	21,743	21,488	10,148	10
合 計	859,606	111,951	116,889	835,361	826,773	199,293	127

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。



## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2014年7月20日現在、掲載情報タイトル1,400件 [関係する掲載データ2,165件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。  
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a search bar. Below the header, there are navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The main content area features a large banner with the title and a brief introduction. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取り組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a footer with '更新情報' and 'お知らせ' sections.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014年8月号第67巻第8号〈通巻822号〉8月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

## 定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

## 印刷所

永井印刷工業株式会社